

# 平成30年第2回定例会会議録（第4号）

平成30年6月22日

## ○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

## ○欠席議員（1名）

22番 三ヶ尻正友君

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
教育長	寺岡悌二君	水道企業管理者	中野義幸君
総務部長	檜山隆士君	企画部長	本田明彦君
観光戦略部長	田北浩司君	経済産業部長	白石修三君
生活環境部長	江上克美君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君
建設部長	狩野俊之君	共創戦略室長	原田勲明君
消防長	本田敏彦君	教育参事	稲尾隆君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	財政課長	安部政信君
総務課長	奥茂夫君	次長兼職員課長	末田信也君
総合政策課長	柏木正義君	情報推進課長	浜崎真二君

観 光 課 長	日 置 伸 夫 君	人権同和教育啓発課長	三 宅 達 也 君
環 境 課 長	松 本 恵 介 君	保 険 年 金 課 長	猪 股 正 彦 君
障 害 福 祉 課 長	大 野 積 善 君	子 育 て 支 援 課 参 事	前 田 美 由 紀 君
高 齢 者 福 祉 課 長	花 田 伸 一 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	中 島 靖 彦 君
健 康 づ くり 推 進 課 参 事	樋 田 英 彦 君	建 築 指 導 課 長	渡 邊 克 己 君
自 治 振 興 課 長	山 内 弘 美 君	自 治 振 興 課 参 事	久 恒 美 千 代 君
防 災 危 機 管 理 課 長	田 辺 裕 君	学 校 教 育 課 長	姫 野 悟 君
次 長 兼 社 会 教 育 課 長	高 橋 修 司 君	ス ポ ー ツ 健 康 課 長	花 木 敏 寿 君
消 防 本 部 次 長 兼 庶 務 課 長	須 崎 良 一 君		

○議会事務局出席者

局 長	挾 間 章	次 長 兼 議 事 総 務 課 長	松 川 幸 路
補 佐 兼 議 事 係 長	佐 保 博 士	総 務 係 長	佐 藤 英 幸
主 査	安 藤 尚 子	主 査	矢 野 義 明
主 任	佐 藤 雅 俊	主 事	大 城 祐 美
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第4号）

平成30年6月22日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（黒木愛一郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○13番（萩野忠好君） きのお聞きしましたら、この議場が、非常にテレビ映りがよくなったということの評判を聞きました。私もまだ見ていないのでよくわかりませんが、順序に従ってきょうは質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

月日の過ぎていくのは本当に早いもので、我々も年をとってくと大変になってきました。あと10日もすれば、もうことしも半年になってまいります。

これからは、まず1番として、別府市の人口減少対策及び空き家についての質問をさせていただきますと思います。

以前にもちょっとこの人口減少について質問をしたことがあるのですが、現在どこの市町村におきましても、非常にこれは悩みの種でありまして、苦勞いたしております。まず日本は、この人口減少については全国的な問題として今後も難しいことが続いていくと思いますが、聞くところによれば、国は2014年に施行したまち・ひと・しごと創生法に基づいて、この急速な少子化・高齢化に対しまして、人口減少に歯どめをしたいということでこの施策を実施したと聞いておりますが、この目的、内容について簡単に説明をお願いいたします。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

2014年12月27日に国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口問題についての将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しています。長期ビジョンでは、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正と成長力の確保を掲げ、このビジョンを達成するため、総合戦略では地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、の4つの基本目標を設定し、目標達成のための施策を講じています。

○13番（萩野忠好君） 今後の国の人口推計と、それから別府市の人口の推計についてはどのようになっていますか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、平成29年推計によると、2015年の日本の総人口は約1億2,709万人で、2025年は1億2,254万人、2035年は1億1,521万人、2045年は1億642万人と推計されています。

別府市の2015年の人口は12万2,138人で、2025年は11万3,621人、2035年は10万3,969人、2045年は9万4,380人と推計されております。

○13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、10年ずつということですが、2015年には12万2,138人でしたね。そして、これが2025年、これになりますと11万3,621人で、もう既に8,517人減ってくるわけです。そしてまた10年たった2035年、10万3,969人で、これでまた9,652人も減ってきます。また最後の30年後の2045年には9万4,380人という予測ですが、これにおいても9,589人減ると。大体これを見ますと、10年間で9,500人ずつやっぱり減少されていくような推計になっております。別府市の推計人口では、ですから2045年にはもう10万人を割り込むということになります。

このいろんな、人口減少によりますと、いろんな問題が起こってまいります。いろいろと懸念されますが、別府市の人口をふやすために何か方針があれば教えてください。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

本市におきましても、まち・ひと・しごと創生法による国や県のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、「まちをまもり、まちをつくるべっふ未来共創戦略」を策定し、4つの基本目標に対して19の施策と57の取り組みを上げております。「ひと」が最も重要で、貴重なかけがえのない資源であると認識し、「ひとをまもり、ひとをいかす」ことを第1に考え、温泉を初めとした産業・歴史・伝統・文化を徹底的に磨くことで、このまちの未来に新たな価値を創造することを念頭に置き総合戦略を策定し、掲げた政策・施策に取り組んでいるところです。

○13番（萩野忠好君） それでは、別府市の30年前と現在の人口と、それから転入者数と、それからまた転出者数、それから出生者数と死亡者数はどのようになっていますか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

30年前、1988年の別府市の人口10月1日推計値は13万2,710人で、大分県が5月31日に公表した5月1日現在の人口推計では11万9,530人となっています。1988年の転入者数は6,615人、転出者数は7,391人、2017年の転入者数は5,233人、転出者数は5,512人です。1988年の出生数は1,182人、死亡数は1,095人で、2017年の出生数は803人、死亡数は1,500人となっております。

○13番（萩野忠好君） 今お聞きしますと、30年前から社会においては減少が始まってきています。そして自然増減については、30年前は、出生数が死亡数を上回っています。現在においては、死亡数が出生数を大きく上回っている状況です。したがって、別府市においては30年前に比較すると、確かに日本の寿命も延びてはおりますけれども、死亡者より出生者はもう約半分になっております。これにおいては、日本は今後心配です。全国では人口が増加したところもあると聞きましたが、何かその増加したところの特徴をお聞きになっていますか。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

内閣府の調査によりますと、1995年、大都市圏を除く地方において人口が増加した市町村の割合は、全団体数の約3割となっていました。2013年には約1割となっております。

人口が増加した都市の特徴といたしましては、製造業、商業の集積が見られる市町村が多く、また農業や観光等の拠点が所在すると見られる市町村においても増加したのが見られる。これらの市町村では昼夜人口比率が1倍を超え、周辺地域に比べて有効求人倍率が高いなどの、雇用機会が比較的多く確保されている場合が多くなっていると分析しております。

○13番（萩野忠好君） 人口減少は、やっぱりやむを得ないという考えだけでは僕はだめと思うのですよ。人口減少をとめるためにはやはり定住人口、これも大事であります。この定住人口について市町村のいろいろな取り組みが重要であります。別府市においてもそのための環境づくり、それから住みやすい条例づくりが必要であると思います。別府市から転出する理由が大事でありますから、そういうものも調査して、そして移住定住に対する取り組みについて何か御意見があれば、ちょっとここで説明をお願いしたいのですが。

○総合政策課長（柏木正義君） 本市の移住政策は、べっふ未来共創戦略に掲げた基本的な方向性や具体的な施策をもって実施をしております。情報発信、地域受け入れ支援、経済的支援の3施策を中心に取り組んでいるところでございます。具体的な取り組みといたしましては、情報発信は移住者の体験談や行政情報等を掲載したガイドブック、パンフレットなどを作成し、移住希望者に配布すると同時に、ホームページに掲載し情報を発信しております。

また、大分県や民間事業者が首都圏などで開催する移住フェア、移住相談会に参加し、

本市の魅力等をPRしております。そのほか、本年度はB－b i z L I N Kと協働し、本市単独での移住フェアを開催する予定にしております。

地域受け入れ支援としては、空き家対策としてリノベーションした家屋を活用したお試し移住施設「フロムーン別府ハウス」により移住を検討している方を対象に別府の生活を体験していただいております。

また、経済的支援として創業支援補助金制度や空き家バンク制度の利用者に対する家屋の改修補助金制度を設け、移住定住の促進に取り組んでいるところでございます。

○13番（萩野忠好君） 私は、地域住民のやっぱり自治会さん、それからいろいろな団体、そしていろいろな人との交流ですね、それから安心・安全な生活によって地域を活性化するために、市でやるだけでなく、こういった各団体も含めてこれから人口減少対策協議会と申しますか、そういうものをつくっていただいて、いかにしてこの人口減少、そして人口がふえるのを早急にやっぱり対策を練ってほしいと思います。これについて、何か別府市の考えがあれば教えてください。

○総合政策課長（柏木正義君） 本市におきましては、平成28年6月に市民や産業界、教育機関、金融機関及び労働組合などの代表者で構成する別府市総合戦略推進委員会を設置し、各種取り組みなどの調査・検証を行うことにより、べっふ未来共創戦略の着実な実現に向けて取り組んでいるところでございます。

○13番（萩野忠好君） いい話を聞きました。別府市は、何か婚活についてやっているというお話を聞きました。人口減少を少なくするために今年度こういうふうに関係市においても婚活事業を実施する予定と聞いております。これは大変よいことだと思います。いろいろな各団体なども婚活をやっておりますけれども、この別府市についての今後やる婚活活動と申しますか、それはどのようなようになっていますか。

○自治振興課参事（久恒美千代君） お答えいたします。

婚活事業の内容でございますが、先日6月6日に委員10名から成る別府市婚活サポート事業実行委員会を立ち上げ、第1回委員会を開催いたしました。委員会の中でいただいた御意見をもとに事業を現在進めているところでございます。

現時点での予定でございますが、今年度は婚活イベントを2回開催する予定にしておき、第1回目のイベントを8月下旬に開催する方向で調整をしているところでございます。

○13番（萩野忠好君） 昔は行政がこのようなことをしなくても、地域に自主的な活動をされる方が多くいました。結婚式でも仲人さんがいたりいろんな世話人がいたりして紹介をしておりました。しかし、今こういう方々に何かしてあげると少しは人口減少も減ってくるのではないかと思いますけれども、私の考えでは勤労感謝の日とかいろんな感謝の気持ちで一生を送っていることもあります。しかし、こういう中において何か1つの効果的な手段かもしれませんが、表彰制度というものを、婚活についてこの人はよく頑張ってくれたとか、そういう表彰制度をしたらどうかという意見ですが、これについてはどうですか。

○自治振興課参事（久恒美千代君） お答えいたします。

結婚を前向きに考えている多くの男女のために、より効果的な方法でより成果が上がる内容で実施しなければならないと考えております。婚活サポート事業におきましては、婚活イベントの開催、婚活サポーターの登録、セミナーの開催などさまざまな事業がございます。

議員御提言の表彰制度等につきましても、今後の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○13番（萩野忠好君） もう当たり前ですけどもね、結婚しないと子どもは生まれないのですよ。ですから、この婚活事業をやっぱり積極的にやらないと日本の人口もますます減るばかりで、これから高齢者社会を迎えますと、生産人口というのが本当に減ってくるわ



けです。そうすると、失礼ですけれども、高齢の方が多くなって、そして若い人がやっぱりそれだけ面倒を見ていくというのは本当に大変な時代になると思うのです。そういうことで日本は本当に長寿社会ですから、ますます心配になってきます。そういうことで後継者づくりにぜひ頑張っていたいただきたいと思うので、この婚活活動ですか、これはもう市も真剣に取り組んでほしいと思います。

そして、やっぱり家庭を持つと、もう皆さんも持っていらっしゃると思うのですけれども、非常に楽しいのですよ。特に皆さん、孫が生まれたらかわいいでしょう。もう自分の子どもより孫のほうに目がいきます。ですから、何も結婚すると楽にできないとかいろいろおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、やっぱり大変失礼ですが、死に際になってひとりのときは、後の面倒も誰も見てくれません。そういうことでやっぱり結婚することは、私は人生の中でも最大の仕事と思っていますから、これから若い人も大いにこういう婚活活動に積極的に行っていただいて、そしてよい人を選んで結婚して幸せな人生を送ってほしいと思います。担当者、頑張ってください。

それでは、次に空き家の問題に移ります。

昨年新聞で報道されておりました。別府市の空き家を活用した、何ですか、これは、お試し居住施設について、この説明をお願いします。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

空き家対策の一環として、昨年12月に本市に移住を検討している方を対象に別府の生活を体験していただくために、空き家をリノベーションし、お試し居住施設「フロムーン別府ハウス」をオープンしました。先月5月末時点で6組14名の方々に御利用いただき、そのうち1組は本市の移住を決めたと伺っております。

○13番（萩野忠好君） この空き家対策事業として、今年度どのような、何かお試し施設を計画していますか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

今年度は、お試し居住施設2棟分の整備を予定しております。内容といたしましては、移住者向けの空き家と企業向けの空き店舗の整備をそれぞれ1棟現在進めております。これによりまして移住定住事業、起業創業支援事業、空き家対策事業の効率的かつ効果的な進捗が図られるものと考えております。

○13番（萩野忠好君） そのような施設を利用した人の移住につながるような施策としては、何かありますか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

平成27年度に空き家バンク制度を創設しております。

○13番（萩野忠好君） それの登録件数と成約件数を教えてください。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

6月15日の時点ではありますが、制度創設後、総登録件数は58件となっております。そのうち成約に至った件数は22件となっております。

○13番（萩野忠好君） これからもこの空き家バンクの登録件数をふやしていただいて、やっぱり移住を考えている人の受け皿づくりをしていくべきだと思います。そして、ますます空き家のやっぱり利活用とか、これをしていただいて人口増につながるようなよろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。別府市の災害対策についてですが、まず別府市民に災害を緊急に知らせるサイレン、それからスピーカーを増設すると聞いております。この設置場所と増設後全体で何個になるか予定を、数も教えてください。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

現在、防災用サイレン・スピーカーとして沿岸部に3カ所、場所につきましては、北か

ら順に亀川小学校の屋上、汐見町のティ・エフ・シービル屋上、ゆめタウンの屋上に設置しております。

さらに、今年度、既存ではカバーできていない津波の浸水エリアを補完するために新たに7カ所に増設し、全体で10カ所とする予定です。増設場所につきましては、海拔10メートル以下のエリアをカバーするための沿岸部などで、現在設置箇所の調整をしているところでございます。

- 13番（萩野忠好君） 現在、あとの分については調整中ということですが、これがやっぱり早くわかれば市民にお知らせをして、よくこのサイレンの音についてどうあるということを皆さんにわかるように、本当、説明をお願いしたいと思います。

では、そのスピーカーからどのような情報といえますか、音が流れるのですかね。サイレンもどういうふうなことになるのですか。

- 防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

災害情報として主なものは、津波警報や気象の特別警報、あと弾道ミサイルを発射した情報などで、気象庁などの発表と同時に、情報に応じた音声とサイレンが自動で起動いたします。また、市からの避難情報など緊急情報も伝えることができます。サイレン音の長さや音声は、注意報や警報の種類によって違いがあります。一例としまして、大津波警報が発表されたときは、サイレン3秒鳴ります。その後、休止2秒を3回繰り返します。大津波警報が発表されて避難を呼びかける音声もその後流れるようになります。そういった場合ですが、屋内では音声聞き取れない場合がございますので、サイレンを聞いたならテレビやラジオなどから情報を収集していただくとともに、直ちに身を守る行動をとってください。また、放送が聞き取れなかった場合などがございます。電話の自動応答サービスもあります。市民の皆様には家庭に配布しております「別府市防災マップ」などで確認いただければと思っております。

- 13番（萩野忠好君） 先般、何か5月、6月、このサイレンとスピーカーを鳴らして、防災訓練を実施したということをお聞きしました。これはどのような訓練で、サイレンの内容はどのようなになっているのですか。

- 防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

先月の5月16日は、弾道ミサイルが発射された場合などに全国一斉に情報を伝えるための訓練として、Jアラート全国一斉情報伝達訓練を実施しました。このような場合は、日本全国で同時に訓練放送が行われています。また、6月1日の県民防災アクションデーでは、防災意識の啓発としてサイレン・スピーカーを吹鳴しました。

市民の方から、「今のは何のサイレンでしょうか」ということで電話でのお問い合わせをいただくことがありますが、全国また全県の統一訓練や別府市独自の防災訓練などで、今後も音声とサイレンが鳴る場合がございます。市報などで事前の広報もしておりますので、市民の防災意識向上のため御理解と御協力をお願いします。

- 13番（萩野忠好君） このサイレンもふやしてくれる、今後も10カ所ふやすということでもあります。それを大体ふやせば別府市内は皆さん聞こえるのですかね。そういう、また今後はまだまだ聞こえない場合は増設していくのでしょうか。

- 防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

沿岸部に10カ所設置することによりまして、海拔10メートル以下の沿岸部についてはカバーできるのではと考えています。しかし、サイレン・スピーカーからの音の伝達につきましては、その他の音や気象状況等、周囲の建物の状況などの影響を受けますので、一部聞こえない場所がどうしても出てくるものと推測されます。また、現在は津波想定沿岸部のみの配置となっております。山間部やその中間のエリアにつきましては、今後の検討課題であるとともに、サイレン・スピーカー以外の情報伝達手段もあわせて研究・検討

していく必要があると考えています。

- 13番(萩野忠好君) 今お聞きしますと、市民の災害用と弾道ミサイル、そういう2つがあるのですけれども、市民の災害用は割りかしわかってくると思うのですけれども、弾道ミサイルというのはちょっと、これからどうなるかわかりませんが、いずれにしてもこの違いですね。これはやっぱり、ただこういうことでありますという訓練だけではなくて、市民にこの印刷物を配って、こういうときにはこれですよというのをわかりやすくしてほしいと思います。そういうことについてはどう思っていますか。今後の方針、印刷物。

- 防災危機管理課長(田辺 裕君) お答えします。

議員おっしゃるとおり弾道ミサイルと災害の音の違いということでございます。また、市報等を通じて違い、こういった場合はこういう音が鳴りますという広報に努めたいと思います。また、ホームページ等でお知らせする必要があると思います。

- 13番(萩野忠好君) ぜひ、皆さんにわかるようお願いいたします。

それでは、次にマンホールトイレについて質問します。

以前、私も、トイレ博士ではございませんが、トイレについていろいろなところを私も今勉強しています。市議会でマンホールトイレの増設をお願いしてきました。このことについては熊本の災害時、それからほかの都市においても非常に効果があるということを知っております。現在、別府市内においてこのふやした場所、そういうところはどこでしょうか。

- 防災危機管理課長(田辺 裕君) お答えします。

避難所の衛生環境としてトイレの確保は、災害が大きいほど問題になります。トイレの確保の問題を解消するために、昨年度別府市で初めて野口ふれあいセンター体育館の横にマンホールトイレを設置いたしました。避難所を開設したが、断水等によりまして避難所内の既存のトイレが使用できない場合でも使えるトイレとして活用できるようになっております。

- 13番(萩野忠好君) では、その設置する場合の便器とか、あるいはテント類ですね、その機材はどこに保管するのですか。

- 防災危機管理課長(田辺 裕君) お答えします。

マンホールトイレは、ふだんの状態は、マンホールが並んでいるだけの状態であります。トイレとして使用するためにはマンホールをあけ、そこに便器と仕切り用のテントなどの設置が必要です。その機材につきましては、避難所開設後に簡単に取り出せ、運搬距離を短くするために隣接して倉庫を設置し、その中に保管しております。

- 13番(萩野忠好君) 避難場所としては、恐らく各学校の体育館、そういうところが多く利用されると思っております。これについて今後もやっぱり必要に応じてふやしていくのでしょうか。

- 防災危機管理課長(田辺 裕君) お答えします。

今年度も小学校など収容避難場所3カ所に設置を予定しております。その後、平成32年度まで全体で10カ所の設置を計画しておりますので、関係課と協議し、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

- 13番(萩野忠好君) 過去に私も、洋式トイレの増設について随分お願いしてきました。先般、公会堂ができて、そして市内のほかの施設などのトイレについていろいろ御意見を耳にしました。特に女性用のトイレが少ないという意見が多いようであります。それから公会堂については、あそこでいろんな会議とか催し物があるわけですが、あれをつくる前に私は市の担当者に随分言ったのです。洋式トイレをふやして、もう和式はなくして、そして女性用トイレもふやすようにぜひしてほしいということでしたが、現実にできみれば和式もあり、女子用のトイレもふやしていなかった。本当に寂しい気持ちがあった



しております。現在利用する人については、せっかくできたのに、もう少しよくしていただければありがたかったのになという、そういう御意見も聞いております。ですから、担当者が、これは公園にしてもどこも一緒ですけれども、公民館、何々にしても、やはり女子用トイレもふやし、それから洋式トイレもふやす、そういう気持ちで現実的にやっぱり見てもらって理解してもらわないと大変困ります。

きのうですか、市長が、議員さんから洋式トイレについて今後ぜひふやしてほしいという要望をしましたら、即刻、「それはもうやります」という強い決意をいただきました。私も本当に夕べうれしく思いました。これからやっぱりお金の問題もありますけれども、一遍に例えば50基とか何基とか多く頼めば安くできるのですよ。ですから、そういうところを探してやっぱり洋式トイレを少しでも多くふやしてください。今、あそこの、加藤さんのところの野田の物産屋、何ですか、海産、南光物産。あの通りを見ましたか。加藤さん、トイレ。きれいなトイレですね、ピンクのすばらしいトイレですよ。あれによってやっぱりあそこもお客さんが随分ふえるのではないですか。ぜひ見ていない方は行ってくださいよ、ついできたばかりですから。（「どこ」と呼ぶ者あり）南光物産。はい、トイレ。ぜひ見学をしてください。ピンクのきれいなトイレになっております。そういうことで、今後についてもよろしくお願いいたします。

それでは、次に避難場所。これについては、まだ市民もわからない人が多いのですよね。別府市がつくってくれた避難地域というのでどこどこということはお出ておりました。もう皆さんもいただいていると思います。しかし、その避難場所について、みんなまだ真剣に、私は本当にここに逃げるということはまだ認識されておられません。先般、私も自治会のほうに参加して、避難場所、あなたはどこに逃げますかという話も市と一緒にやったのですが、しかし、決めていないような人が多かったのです。ですから、これはぜひ避難場所についてはもう一度、再調査が必要と私は思うのですけれども、これについては市はどう思っていますか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるところですが、御承知のとおり津波に関しましては、別府市の場合、海拔10メートル以上に避難することが、命を守る行動として言っております。各地区の防災訓練実施の際には必ずお願いしているところであります。しかし、海拔10メートル以上に高齢者や障がい者などが避難するためには多くの支援が必要となっている状況もあります。そのような問題を解決できないかと亀川地区を初め多くの自治会で、高齢者や障がい者など支援が必要な当事者と住民とで防災訓練を実施しています。いろいろと方策を考え、また関係者と連携し頑張っている状況であります。成功例などあれば、全市に広げ効果的な避難方法として各地区で役立てていければと考えています。

また、災害時要支援者の名簿を自主防災会や民生委員など関係団体に配布しています。避難において支援が必要な方については、協力者や支援者を地域や関係者で選定した後、避難計画を作成し、実際に避難計画も実施しながら、みんなで助け合うシステム構築の取り組みを今後も進めてまいりたいと考えています。

○13番（萩野忠好君） 本当、避難場所は大事ですね。近所に高いビルがあるからそこに逃げればいいという人もいますし、それから、市がつくってくれた避難場所は余りに遠過ぎて、そこまでは行けないという方もいらっしゃいます。ましてや高齢者も今別府市もふえてきておりますので、なかなか遠くまで避難するということは無理な面が出てきます。そういうことでやっぱり災害、津波とかあった場合は最初の時間、30分ぐらい後に来るといのが予測されるということですから、いち早く避難しなければなりません。ですから、そういうことでやっぱり最初が大事です。最初の短時間にどうするかということを常に自己責任でやっぱり決めておく必要があると思うのです。ですから、そういうことについて

やっぱり別府市ももう少し積極的にその避難場所を決めるようお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） 先ほど議員のほうから、津波避難ビル等もあるということでお聞きしました。海拔 10 メートル未満の津波浸水予定地域におきましては、現在 22 カ所のビルを津波避難ビルとして指定しておりますが、いずれも 4 階以上の共用通路部分などでございます。したがって、津波避難ビルは逃げおくれた場合など、どうしても海拔の高い土地まで行けない、行くのが間に合わないときに避難する場所となっておりますので、避難した後、1 日から 2 日間の短期間でも、そのビルに避難した方は避難生活は非常に厳しい環境になるということを再度認識していただきたいと思いますので、海拔 10 メートルのほうに避難するようお願いしているところでございます。

○13 番（萩野忠好君） この避難は、やっぱり最終的には自己責任です。ですから、自分の命は自分で守ることが重要だと思います。ですが、自分が災害時どこに避難するのか、やっぱり常に考えておく必要があります。特にやはり何度もこれも自治会などとよく相談をして、別府市のほうもその中に入って、こうしたほうが良いという、その指導もお願いしたいと思いますが、今後はどのように考えていますか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

一人一人の防災意識の向上には、防災訓練への参加が有効と考えています。実際多くの自主防災会は、会長や役員、防災士を中心に頑張って訓練を計画し実施しています。参加することにより近所と顔見知りになり、お互いが助け合える環境づくりも構築されていくと考えています。自分がどこに避難すれば知り合いがいるのか。いれば避難先で心強くも感じていくと思います。議員御指摘のとおり、各地区の自主防災会において住民の避難行動の把握は非常に重要なことです。

防災危機管理課では、訓練の内容相談、また講話の依頼を受け付けております。目指すところは全町内の訓練実施でありますので、支援しているところでございます。防災訓練においては、自助・共助の必要性を理解いただく努力を今後も継続してまいりたいと思います。

○13 番（萩野忠好君） ぜひ自治会、そのほか危機管理関係者と相談をして避難場所をよく決めておくように指導をお願いしたいと思います。これから津波だけでなく台風シーズンにもまたなってきます。そういうことでとにかく避難するということは、皆さんにとって本当に大事なことです。今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に移ります。次は油屋熊八翁碑前祭及び銅像建立についてを質問いたします。

現在、油屋熊八翁の碑前祭がっておりますが、これについて今観光協会から案内状が行っていると思うのですが、市のほうは大体何人ぐらいと案内を思っておるのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

平成 29 年度の油屋熊八翁碑前祭につきましては、事務局である別府市観光協会から 62 名の方に送付をさせていただいているところでございます。

○13 番（萩野忠好君） 今 60 人以上ということで案内をしていますがね、現在見てください、出席者はその半分ですよ。私もこれは観光協会時代、約 30 年来担当してやっておりましたので、いろいろとその思いもあります。しかし、やっぱり欠席者が多いということは、現在のやり方では魅力がないということでもあります。そしてまた人選をしていらっしゃるようですけれども、やっぱりしょっちゅう来ない人もおるのですよね。せっかく案内を出しても来ない人が多い。これについては、やっぱり人選のやり直しをしていただきたいと思うのです。

それから、油屋熊八の碑前祭をやっぱりどうにかしてこれからふやしていかなければならないのですけれども、市が今感じているその原因は何とっていますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

10年ほど前まで行われていました「油屋熊八翁を偲ぶ会」の皆様によります催しや踊りの披露などが、行われなくなっていることが影響しているのではないかと考えております。

○13番（萩野忠好君） 現在はそうですね、やっぱり神事のみですので、何も魅力がない。集まる人も少ない。しかし、これは別府市観光協会がしておりますので、観光課も、失礼ですけれども、任せ切りとは言いませんけれども、やはりもう少し企画とか、あるいはその指導をしてやらなければだめです。過去においては、主催者は、私がやっておったときには顕彰会でいろいろな事業等をあわせてやってまいりました。そしてまた、それはなぜかという、油屋熊八の顕彰会は、やはり一生懸命熊八さんが頑張ってきた別府観光の功績をたたえ、そして別府発展のために今後私たちも頑張る、そういう強い意志でこの顕彰会と碑前祭をしてきたわけでありまして。平成になってから、この「油屋熊八翁を偲ぶ会」が設立されました。そして宇和島市のお寺である光国寺に偲ぶ会が行きまして、そのPRとか、あるいは宣伝もしてまいりました。そして、この碑前祭にはだんご汁サービスということはこの偲ぶ会がやってきたわけです。そうしたら、やっぱり80人から100人ぐらい来ておりました、一般客の方が。そういう大変にぎやかな時代もありました。

だから、観光課もやっぱり油屋熊八の過去の歴史、それから実績についてももう一度調べて勉強していただきたいと思っております。別府学で、市長も一生懸命やっていたております。これにはPRも、子どもに対してもいろいろとわかってきているようではありますが、別府観光の発展のためにこの油屋熊八さんは、アイデアと、そして積極的な実行力を発揮された方です。もっとやっぱりPRをするべきと思っております。特に観光課の中でもまだ若い人は、この油屋熊八について知らないことが多いのではないかとと思うのですが、そういう考えはないですかね。どうですか、このほうは。

○観光課長（日置伸夫君） 職員に対しましても、油屋熊八さんの御功績を初め、観光課だけではなく社会教育課で行っております別府学や動画「油屋熊八伝」などを用いて功績を伝えてまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） ぜひ、いろいろな方法で伝えていただきたいと思っております。

それから、この油屋熊八碑前祭は11月1日に行っています。これ、過去は井上市長時代にちょっと日にちを変えたこともあったのですけれども、ずっと11月1日というのが定番になっております。

それから、亡くなった日が、これは命日祭、これはその後にできたのですけれども、これはまだ何十年もたっておりません。たしか20年ぐらいだったと思うのですが、二十数年でしょう。命日祭は3月27日、これは市長も観光課の方も皆さん行っていただいて、命日祭も現在も行っていただいております。ですが、11月1日と3月27日のこの関連のある油屋熊八翁についての催し物については、まだまだ市民は知らない人が多いのです。したがって、観光課と、それから観光協会においても、もうちょっとそういうものもやっぱりPRしてください。これは別府観光のやっぱり先覚者であるということで、この観光の基礎づくりに頑張っていたいただいた方なのです。この御恩を忘れてはいけないと思っております。これについて何か考えがあれば、どうぞ。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

油屋熊八翁は、議員の御発言のとおり、別府観光につきまして大変御恩のある方でございますので、今後も碑前祭の開催等につきましても周知してまいりたいと考えております。

○13番（萩野忠好君） これはまたちょっと話を戻しますが、昭和50年代に以前ありまし



た、ビーコンタワーですね、現在の、あの三角地に油屋公園ということであったわけです。昭和 27 年に油屋さんが当時大学生でありまして、そのオープン式に参加をいたしております。そのときは、前もちょっと私も言いましたが、地獄の鬼踊り、それから民謡の披露、亀の井バスガイド七五調、それからあそこの前の明星幼稚園の園児たちとの交流、そういうことで 2 時間ぐらいはずっとにぎやかな顕彰会をやってきたわけでありまして。現在は式典のみで、本当、寂しく感じておりますが、今後も式典のみだけでまだずっと続けていくのですか。どういう計画でしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

油屋熊八翁碑前祭のあり方につきましては、今後関係者と協議してまいりたいと考えております。

○13 番（萩野忠好君） 本当、皆さんとちょっと知恵を出し合って、顕彰会だけでなくもう少し、せつかくですから、人が集まるように催し物も入れてしていただきたいと思っております。

それでは、私の念願であります、次に、油屋熊八翁銅像建立について質問します。

ことは、昭和 27 年に油屋熊八翁の顕彰会が設立して 60 周年を迎えます。私も油屋熊八翁の息子さん・正一夫妻と約 30 年来のおつき合いをさせていただいておりますけれども、この顕彰会と銅像建立については、大変いつも気にしているわけでありまして。油屋正一さんも、このうちちょっと私も会ってきましたが、もう 86 歳になりました。病気で少し耳も遠くなった、それから足も不自由になりました。そういうことで健康面も心配しております。しかし、やっぱり別府に毎年この油屋御夫妻が来ていただいておりますので、この碑前祭に来られなくなると、やはり私たちも神事だけをあそこですするのに御夫妻がいないと寂しい感じがあります。

そのまた息子さんにおいては、今、伊藤忠でヨーロッパのほうの責任者として頑張っておりますが、あれは五十幾つか、確かなと思うのですけれども、その息子さんはまだ健在ですけれども、伊藤忠の仕事で頑張っておりますので、すぐにこちらのほうに出てくるということは恐らくないと思います。したがって、やっぱり油屋さんもこういうふうに一生涯懸命に来ていただいているので、何といたしますか、油屋さんが生きている間、ぜひ父の油屋熊八翁の本人像を何とかして建立してあげましょうよ。

過去、私も民間で油屋熊八翁顕彰会のときに懇親会、それから先般も行いましたけれども、生誕 150 周年記念式などをしてまいりました。これは別府市や別府市観光協会もやっぱりもうちょっと見直しをして真剣に取り組んでいただきたいということでもあります。そういうことでもあります、油屋熊八さんについて、別府駅にありますね、あの銅像について伺いますが、あの銅像建立についてはどのようにして作成されたのか御存じでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

駅前の油屋熊八翁の銅像は、大分みらい信用金庫が創立 80 周年記念事業として平成 19 年度に作成し、別府市が寄附を受けたものでございます。

○13 番（萩野忠好君） そのとおりです。大分みらい信用金庫の理事長ね、当時、私も高橋新一さんにお会いしまして、創立 80 周年記念に銅像を建立するということになりました。そこで、制作者は日出町の女性の銅像建立などに力を入れておりました辻畑隆子さんをお願いいたしました。そして、平成 19 年に別府駅に建立されたのですが、これは当初の予算よりも多くなって、その後の理事長の高松右門さんも苦慮されたようです。しかし、できた銅像は、見てください、芸術的な油屋熊八翁の姿であり、賛否両論がありました。現在ではその銅像について、着せかえで衣類創作をしていますが、この銅像についての許可ですね、これはどこがしておるのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。



御寄附いただいた銅像につきましては、観光課の所管となっておりますので、観光課において許可をいたしておるところでございます。

○13番（萩野忠好君） そうですね、観光課が所管ということで私も安心しました。過去において申し込みが来たら許可しなかったと。何かそういう理由がありますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

油屋熊八翁の銅像に対する衣装の装着についての申し込みについて、実施したものの以外の記録はないようでございます。

○13番（萩野忠好君） 申請すれば何でもするという事は、やっぱり私もおかしいと思うのです。やっぱり条件が必要なのです。ちょっと申し上げますけれども、私が観光協会時代に別府観光シンボルマークをつくりました。それにはいろいろな条件をつかったのです。別府市は非常に環境に恵まれていますので、カラーを決めました。別府の「べ」は青い空をイメージ、それから「べ」の下は紺碧の海の紺色、そして「べ」の字は白色で、別府の山を鶴見岳・扇山・高崎山を思い浮かべ、「べ」の点々につきましては、湯けむりを入れました。これは作者の意見も取り入れてこういうカラー色にしたのですが、黒一色ということはどうですかという話もありましたけれども、それはやむを得ないこともあると思いますが、なるべくカラーでこういう印刷をしてくださいというのがありまして、今現実、別府市観光課も看板にはそういう色でつくっていただいております。ですから、条件はやっぱり必ず作成をしてください。油屋熊八翁の銅像については、駅前にあるのはそういうふうに着せかえ人形的なイメージが強いので、やっぱり本人像を建立するということを私はお願い申し上げたいのです。

他市においても有名な歴史に残る銅像も多く、大分市も木下郁知事、上田保大分市長、滝廉太郎像もあります。別府市もいろいろアイデアを出しながら事業をしておりますけれども、昨年別府駅の「西野達 in 別府」、芸術祭ですね、あれも喜ばれましたけれども、かなりのお金も使いました。今、私はできるならば油屋熊八翁の建立を先に市長がしてくれたらよかったなと思っております。今後においても、私も何度もお願いしていきますが、どうぞ皆様方もいろいろな御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

皆さん、別府油屋熊八の銅像について何かあれば。御意見。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

油屋熊八翁の銅像につきましては、寄附をいただいたものでございますが、既に別府駅前でございますので、現状では別途建立の予定はしていないところでございます。

○13番（萩野忠好君） 今では、そういう予定はないということでもあります。しかし、思い起こせば一生懸命に別府のためにいろいろと働いてきて、いろんなアイデアを持って、そして別府発展のために尽くされた方ですから、今後は私ども、もうことしは、先ほど言いましたように60周年を迎える顕彰会になりました。そういう記念の年でもありますので、これを機会に今後一生懸命に皆さん方に私個人も銅像建立をお願いしたいということは、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。私も残り少ない人生の中かもしれないけれどもね、一生懸命、できるまで頑張るといって、そういう強い気持ちを持っておりますので、どうぞ市民の皆さん、また議員の皆さん、いろんな関係者の皆さんに心からお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○20番（堀本博行君） それでは、通告に従って順次質問を進めてまいりたいと思っております。前向きな答弁をよろしくお願いを申し上げたい、このように思います。

それでは、初めに色覚の問題から入ってまいりたいと思っておりますが、御案内のとおり平成15年に、これまで小中学校で実施をされておりました色覚の検査が、平成15年、子どもたちの学校生活に支障がないというふうな観点から削除されております。いわゆる、色覚検査を実施しなくなったというふうなことであります。以来十四、五年が経過をして、こ

ここに来て若干さまざまな問題点も出てきております。この間、子どもたちの中には自分が色覚の異常を知らないまま成長して、高校、大学を卒業して、そして就職の段になって初めてこの色覚の異常に気がつくというふうなことが出てきております。特に後ほども若干やりとりをさせていただきますが、消防官、警察官、そしてまた航空の関連会社、パイロット、電車の運転士等々については、この間の子どもたちがそういう仕事を夢見ながら成長して、受験の段階で身体検査で、身体検査といいますが、その色覚で寸前ではねられる、こういう状況が出てきております。このことは、新聞等で皆さん御案内のとおりでございます。このことを受けて文科省が、小学校保健法規則の改正を行いまして、実質的には平成28年から個人のプライバシーに配慮しながら色覚検査を実施するようにと、こういうふうなことが発表というか、なりました。まずこの点をしっかり押さえた上で質問をさせていただきますと思います。

この色覚異常に対する認識が、世間ではまだまだ私は不足をしているというふうに思っております。この質問は、私、1期目の時代からたびたび問題提起もさせてきていただいておりますが、御案内のとおり私自身が、小学校2年生のときに赤緑色弱と言われて、以来健康診断で子どもころ、通知表でしたか、「赤緑色弱」とずっと書かれてまいりました。今でもこの色覚異常というふうなことを友人等に言うと、「おまえ、白黒の世界か」とか、こういうふうなことを言うし、「これは、堀本ちゃん、何色」とかね、認識が非常にまだまだ進んでいないというふうなことがあります。こういうふうなことで、私からすれば非常に笑ってしまうような事例なのでありますが、人の色の感覚というのは、いわゆる色弱異常というのは、きちっと申し上げれば赤と緑と青、この3色の色が見にくいという、こういうふうなことがあって「色覚異常」というふうに言われるわけであります。

私も来月7月で65歳になります。もう高齢者の仲間入りみたいな雰囲気もありますが、この65年間で私自身が色覚で困ったなど、こういったことは一回もありません。色覚で、小学校2年生のときに「色弱」と言われて、この65年間生活する中で一回も色弱で困ったことはありません。若干金に困ったことはありますが、実際それくらいふだん何の支障もないということでもあります。

そういったことも含めて、私も一生懸命今回もまた久しぶりにこの色弱の勉強をさせていただきましたが、色の感覚というのは先ほど申し上げました赤、緑、青という、こういうふうないわゆる医学的な分別をされるわけですが、赤が見にくいという、赤が弱いというふうなことで、そういう方々が「第1色弱」と言います。緑が弱い方を「第2色弱」、青の弱い方を「第3色弱」と、こういうふうな分類ができるわけであります。

また、もう1つちょっと重い色覚障害の中には赤が見にくい、見えにくいという、いわゆる医学、その先生が書いた言葉の中には「赤が欠落している」という、こういう言葉を使うわけですが、赤が欠落して見にくいという人を「第1色盲」、それから緑が見にくい人を「第2色盲」、青が見にくい「第3色盲」、こういう方々が、非常にまれにこういう方もいらっしゃるというふうなことでありますが、現実的には「色盲」という言葉を使っていますが、赤と緑と青の色が見えないということではありません。しっかり見えるのでありますけれども、いろんな色が混在すると見にくいというふうなことであります。

こういったものを踏まえた上で、ちなみに欧米諸国については、色覚異常は日本人よりも多いと言われております、特に男性については。日本の男性が大体5%、20人に1人、いわばこの議場の中に私も含めてあと1人ぐらい必ずいるということなのです。いるかどうかわかりませんが、手を挙げさせるわけにもいきませんが、それくらい、20人に1人の割合で色覚異常というのは、男の子はいます。女性の場合は、「保有者」と言って、そういう因は持っているけれども、実質的には色覚の異常として目には出ないという。一説には300人に1人から500人に1人というふうな割合で出るというふうなことが言われ

ております。特に欧米では、男性は8%から10%、大体8人から10人に1人というぐらいの色覚異常がありますが、特にアメリカでは、後ほど申し上げますが、職業の選択というふうなことであります。今回私が取り上げたのもこの辺の角度なのでありますが、アメリカはこの色覚異常がつかない職業というのはただ1つ、A級パイロットなのです。旅客機の操縦士、これは色覚異常はなれぬ。それ以外は全て欧米ではいわゆるバリアはないという、こういうふうなことであります。

そういった中から、まず教育委員会にちょっと質問をさせていただきますが、今の学校現場の色覚異常に対する現状、そして、どのような体制で今日まで臨んできたのか。一括して御答弁ください。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

色覚検査につきましては、学校保健法施行規則の一部が改正され、検査項目から削除されました。削除理由といたしましては、色覚検査において異常と判明されるものであっても支障なく学校生活を送ることが可能であると明らかになってきていること、また、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることなどが上げられます。市内の小中学校の教職員につきましては、黒板のチョークの色使いや言葉かけなど、学校生活の中で児童生徒に困りがないよう研修を重ねております。保護者に対しましては、色覚について不安や質問がある場合は、相談場所をお知らせするなど「保健だより」等で周知をいたしております。

現在、色覚検査の実施につきましては、別府市では平成23年度から健康づくり推進課において小学校4年生に、平成26年度からは小学校4年生及び中学2年生に対し、児童生徒生活習慣病予防検診の受診者のうち、児童生徒や保護者の事前の同意を得た上で希望者に対し色覚検査を実施しております。例年受診者のうち9割を超える児童生徒が色覚検査を受けている状況であります。教育委員会でもこの検診の対象学年に「初めて色覚に出会う本」を配布し、色覚について児童生徒及び保護者の方に御理解を求めています。

なお、平成28年度におきまして、大分県内の小学生5万9,171名中、色覚検査を受けた児童は1,081名であり、そのうち別府市では547名が受診をいたしております。色覚検査につきましては、保護者の皆様に御理解をいただき実施していると考えております。

○20番（堀本博行君） ありがとうございます。今の答弁を聞いて、非常に安心しました。全国的には、私は先月、大阪の東淀川小学校——今ちょっと地震で大変になっておりますが——現地に行ってみりました。ここは平成28年から自主的に色覚検査を開始しているという、こういうところなんです。平成28年にこれまでやっていなかった色覚検査を全校の生徒に、640人ぐらいいる全員の生徒に色覚検査をやります、こういう現状を、さっき私が申し上げた、将来非常に問題になってくるので色覚異常がある子どもたちについては認識をさせるというふうな観点から、全校生徒にやりませんか、いわゆる希望を募って、6割弱の子どもたちが受けて、そしてそういう中で何十人かの色覚異常の所見が見られるという子どもたちについては、丁寧に家庭に、医者に行って確認をしてください、こういったふうなやり方で進めてきたというふうに伺いました。この所見が見られる子どもたちにしっかりと医者に行くように、また医者から最終的には学校現場に戻ってくるというふうな体制で臨んでいるというふうに言っておりました。

実は私の知り合いの中にも子どもが高校1年が1人と中学3年生だったか、1人います。この子が、実は母親が、先ほど申し上げました母親がいわゆる色覚障害なのです、色覚異常が出ているのですね。だから、非常に女性の方ではまれなのです。このお母さんが色覚異常を持って出ていると、お父さんがいわゆる正常でも子どもにはほとんど大変高い確率で、特に男の子は高い確率で出てしまうという、こういう状況です。そうやって見ると、ちょっとその本人に、後輩なので聞いたのですけれども、「男の子は、色覚はどうなって



おるのか」と聞いたら、「長男はもうはっきり出ています」と。たまにその食卓が緑と赤のはしを入れているというのですね。見ると、やっぱり長男は、赤と緑を持って食べているときがあるというのですね。というぐらいにやっぱりもう長男は出ている。「次男はどうか」と言ったら、「次男はわからないのですよ、まだ調べていないのですよ」というふうなことなのです、現実的には。だから、幅広く実施をしていただいておりますが、現実的にはかなり漏れているというふうなこともあります。そういった意味ではまずことし、来年等々でも構いません、まず全体で一回、この規則の改正を契機にもう一回ここで仕切り直しという意味で全体をやって意識を高めて、PTAとかそういったところでいわゆる広報もしていただきたいと思ひますし、そういった子どもたちが不利益を講じないために、ぜひそういうふうなことも含めてやっていただきたいと思ひますし、今後の教育委員会の方針というものをお聞かせいただければと思ひます。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

学校では、今後もユニバーサルデザインを取り入れ、誰にとっても理解できる環境を整えていく必要があると考えております。さらに、「保健だより」や「学級通信」等を通じ保護者の方々へ積極的に周知を図っていくとともに、保健調査等で児童生徒や保護者の方が学校に何でも相談できる環境づくりを目指していきたくと思っております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

教育委員会では、色覚に関する教職員研修を実施しているところでございますが、この色覚に対して指導する教員については、正確な知識また認識を持って、子どもたちが不利な立場にならないように丁寧に配慮し指導しなければならないと思っております。特に今、議員さん御指摘のように就職の選択等において不利な立場にならないように、おうちの方にも丁寧に積極的にその件につきましては相談をし、周知してまいりたいと思っております。

東淀川区の件につきましては、関係課とよく協議しながら対応できればと思っております。

○20番（堀本博行君） ぜひよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。特にこの間の子どもたちの、本当に色覚の問題というのは、やっぱり当事者でないとなかなかやっぱりわかりにくいというのがあります。そういった意味ではぜひ実施をしていただきたいと思ひますし、実は今回大分県下の議員で超党派でこの色覚異常のいわゆる勉強会・研究会みたいなものを立ち上げようというふうな動きも今つくっております。

実は県議会で宇佐選出の元吉さん、元吉県議という方、これは自民党なのですが、彼も色弱でかなり何か県議会でこの色弱、色覚の問題をやっているように聞いております。そういう研究会を立ち上げたいというようなことを言っていたら、そこにたまたま元市議の吉富さん、吉富県議がおって、「別府の堀本さんが、あの人は色弱で」と言ったら、ああ、そうかいということで本人、元吉県議のほうから電話があつて、「堀本さん、一緒にやってくれませんか」というふうなこともあつて、今、県下の議員に呼びかけをして立ち上げようというふうなことをやっております。そういった意味では、先ほど申し上げましたけれども、日本ほど職業の選択の中で色覚障害がかなり障害になっている職業が余りにも多過ぎるという、こういう現状もあるわけでありまして。そういったもののバリアのいわゆる子どもたちの間口を広げる、こういった意味からもぜひ積極的に立ち上げて研究を進めて、勉強して進めてまいりたい、このことを申し上げて、この項については終わりたいと思ひます。

次に、消防本部の資格についても若干、同じ角度であります、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この問題を取り上げて私も1期目、先ほど申し上げました1期目、2期目の時代から消



防本部何とかなりませんかというふうなことをずっとやってまいりました。当時は、20年近く前にやりとりをする中で、いつの間にかだんだん資格そのものが全国的に緩和しつつあります。当時は、20年前は身長が、今はありませんが、身長もありました。身長も160センチ以上とか、こういうのもありました。当時、今、長野市長が座っている席に井上信幸さんが座っておりました。私は、その一番端の、今は誰も座っていない1番議員、その席からやりとりをしておいて、「井上市長、身長は何センチですか」と聞いたら、「私は159センチ」と言う。「消防士になれませんね」と、こういうやりとりをしたと思います。そうすると、どこかこの辺にうちの伊藤さんという、「団長、団長」で有名な伊藤さんが座っていました。「わしも159センチだ」と言っておりました。この当時159センチは、消防職員、消防士になれなかったのですね。で、目もありました。裸眼で0.3以上というのもあったのですね。これはもうどういうふう理解していいかわからなかったのですね。眼鏡かけて矯正で1.0、0.8か1.0だったのね、眼鏡外して0.3という、眼鏡で矯正しなければ視力がどんどん落ちるのは、これは当たり前ですからね。首をかしげるような、こういうのは全国的にあったのですね。そういった中で、私はこういう人の、受験資格の中で、「いやいや、それは規則ですから」、こういうふうな答えしか返ってこないような資格はなくすべきだ、こういうふうには個人的に思っております。

そういう点では、前、こういう記事が最近ありました。このことは消防士、消防職員の資格の問題というのは、これは全国的に今もう問題になっておるのです。もう御案内のとおりです、それは、「消防採用6割で色覚検査合理性に疑問」、こういう記事が出ておりました。2017年、消防職員の採用試験で全国の約6割に当たる消防本部が、色覚異常の検査を受験生に課し、そのうち8割が結果を採用に反映させております。一方、4割の消防本部は検査を求めておらず、対応にはばらつきがある。この調査をやったのは、カラーユニバーサルデザイン推進ネットワークという、こういう団体があって、47都道府県の中で36都道府県のうち、その中の532の消防本部から回答がありました。こういうふうな形のものであります。

その中で、いわゆる消防士の色覚の試験をやらない、資格・色覚を問わない、こういった消防本部に「何で色覚を問わないのですか」というふうに投げかけをすると、明瞭な答えが返ってきます、「消防の業務に全く支障がないからです」、こういうふうに戻ってきます。そして、このいわゆる消防の色覚検査をやっている消防本部に、「何で色覚検査をやるのですか」というふうに聞くと、こういう答えが返ってくるのです、「信号が見えないと困りますから」、「運転免許が取れないと困りますから」、「消防ロープが見えないと困る」、「病人の顔色がわからないと困る」、「トリアージタグが識別できないと困る」、「炎の色により燃焼ぐあいを判断する必要があるから」と、こういう非常にさっき私が申し上げたような色覚に対するいわゆる答えが、言えばこの程度の答えが返ってくるということであり

ます。

そういった意味から、ぜひ別府市の消防本部にまずお聞きをしたいのでありますが、こうやって全国的に年々消防本部のいわゆる色覚の見直しというのは行われておりますが、本市は見直しをする考えがあるのかどうかお聞かせください。

○消防本部次長兼庶務課長（須崎良一君） お答えいたします。

色覚異常の就職に関する制限につきましては、平成13年に厚生労働省より、雇用時健康診断における色覚検査を廃止し、就職に際しては根拠のない制限を行わないよう通達がなされております。

一方、本通達では各事業者が必要性に基づいて自主的に色覚検査を実施することを禁止するものではないことも明記されていることから、本市を含め多くの消防本部において、採用条件として色覚要件を盛り込んできた経緯がございます。しかしながら、議員御指摘

のように色覚異常については、法的な根拠がないこと、消防活動でどのような影響が出るのか明確でないことから、全国的にも採用要件が見直され、県内でも大分市を含め幾つかの消防本部で色覚要件が緩和されてきております。

それらを踏まえ、本市においても見直しを検討しているところでございます。

- 20番（堀本博行君） ありがとうございます。今御答弁ありましたけれども、県下14市も年々色覚の、この件についての色覚の緩和がなされております。先ほど御答弁いただきました大分市が、先ほど言いました視力の矯正というふうなことで、両眼で1.0、片目で0.5以上、この矯正をして、色覚については、赤、青、黄の識別ができること。簡単に言えば免許が取れていますかということなのです、これね。ここまでしっかりと緩和されてきております、大分市も。また、ほかにも中津市については、色覚、色弱、難聴については、矯正等により業務に支障がないと認められる程度の方。これもかなり緩和されている、中津も緩和されてきたということなのです。そして、あと豊後大野市が、ここも大分市と同様です。赤、青及び黄の色彩の識別ができること、こういうふうな資格の中に入らわれております。それから竹田市、竹田市も聴力、色覚、言語及び運動機能などが消防職務遂行に支障がないこと、かなり緩和されてきております。ほかの、あと由布市とか臼杵、まだまだ資格・色覚正常の者、こういうふうになっておりますし、余りさわられていないなどというのは津久見、津久見市なんかはまだ身長160センチ、体重50キロという、こういうのもいまだにあるようであります。

こういった意味から県下の状況もやっとならここまで来たかなというふうな思いでありますけれども、現実的な別府市消防本部の検討事項、具体的にお示しをいただきたいと思いますが、いかがですか。

- 消防本部次長兼庶務課長（須崎良一君） お答えいたします。

具体的には、現在の受験資格では色覚については、「色覚が正常であること」としております。そこで、今回、運転免許証の取得要件に合わせ「赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること」に変更したいと考えております。

- 20番（堀本博行君） ありがとうございます。消防本部の英断に、敬意を表したいというふうに思います。ここまで来るのに私も20年近くかかりましたが、やっとならわけてあります、これが私は第一歩だというふうに思っております。これからはしっかりと改善に向けて頑張ってもらいたいというふうに思っておりますが、早急な見直しをよろしくお願ひしたいと思ひますし、市長、この色覚についての、私が今までべらべらしゃべりましたが、何か御意見があれば伺ひたいと思ひますが、いかがですか。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

消防職員採用試験の受験資格にかかる色覚要件ということで、堀本議員におかれましては、幾度となく質問をしていただき、御指摘をいただいているところでございます。「ともに生きる条例」が平成26年に別府市で施行されまして、非常に先進的な取り組みをしている本市としましては、先ほどから答弁がっておりますように、職員採用における門戸を広げるといふことは、これは非常に大事なことであるというふうに認識をしております。具体的には本年度行われる職員採用試験からこの見直しを行っていきたくて考えているところでございます。

- 20番（堀本博行君） ありがとうございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思ひます。糖尿病の重症化予防についてお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

これは項目を出ささせていただきました微量アルブミン尿検査の導入についてというふうなことで、この項目を出ささせていただきました。これは御案内のとおり糖尿病の早期発見・早期治療という観点から、東京都の日野市が、全国に先駆けてこの取り組みをスタートさ

せております。先般、この現地に勉強に行ってまいりましたけれども、担当課長もしっかり勉強しておるやに聞いております。まず、このアルブミン尿検査のことについて御説明をいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えをいたします。

微量アルブミン尿検査について、御説明をいたします。

糖尿病が進行いたしますと、腎臓の働きが悪くなります。さらに腎臓の働きが悪い状態が続くと人工透析が必要となる場合もございます。糖尿病性の腎症、腎臓病でございますが、早期ではごく微量のタンパク質、これを微量アルブミンと言いますが、尿に漏れ出てまいります。一般的な尿検査ではこれは見つけることができません。微量アルブミン尿検査は、そのタンパク質を捉え、糖尿病性の腎臓病を早期発見し、早期治療につなぐ検査ということでございます。

議員さん言われました東京都の日野市におきましては、日野市の医師会、関係医療機関など協議・研修を重ねまして、平成28年度から微量アルブミン尿検査を導入したということでございます。対象者の方に個別に案内を送付し、検査の結果、異常値を示した受診者には精密検査の受診勧奨を行い、治療までをフォローしているということでございます。

○20番（堀本博行君） ありがとうございます。この項目は3月議会でも若干やりとりをさせていただきました。特に透析患者をいかに減らしていくか、これが最大の目標と。これは国もそういうふうな推進をしておりますけれども、各自治体ともこの透析患者をいかに減らしていくかということに力を注いでおります。これは日野市も全く同様であります。3月議会での繰り返しになりますが、透析になりますと、年間の医療費が500万円から600万円というふうに言われておりますし、透析のために週に3回通院をして2時間、3時間、4時間というふうにお聞きをしておりますが、それに対する体のダメージ、また生活のリズムが180度変わっていく、こういったことも言われておりますし、まずその透析になる人の原因疾患の第1位が糖尿病腎症というふうに言われております。これは日本透析医学会の毎年実施をしている中で、今、日本全国に32万5,000人の透析患者がいらっしゃるというふうに言われておりますし、この中でいわゆる透析になる病名の第1位がいわゆる糖尿病腎症というふうに言われておりますし、また毎年1万人が透析に移行しているというふうなことも実態であります。

そういった中で先般、その日野市に行ったときにこういうふうなお話をしていたしました。東京都の日野市に行ったときに、市民病院に村上先生という、副院長で腎臓内分泌代謝内科という科の先生が、室長さんがいらっしゃって、その先生が講演をしていたしました。その講演の中に、先ほど御説明いただきました、透析に進む前段階の糖尿病腎症に対する有効な治療法はないそうであります。早期の腎症で医療の介入ができる、早い段階でアルブミンが出かけのころの早期の腎症での医療の介入が、透析患者を減らすために大切であるというふうにも書いておりました。それには尿中微量アルブミンのみが認められる早期腎症期を的確に診断し、適切な治療を施し、腎症の進行を阻止できる、このようなことを言っておりましたが、ぜひ担当課においても本気でこのようなアルブミンの導入を検討してはどうかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

日野市のお話をいただきました。糖尿病性の腎臓病の早期治療の開始に日野市では効果を上げているというふうに評価をしていたしました。別府市におきましては、導入に関しまして日野市の事例を含め実施の形態やガイドライン、透析予防効果などの詳細につきまして、関係課及び関係機関とも情報共有をしながら調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○20番（堀本博行君） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っておりますし、この日野市に行っ



たときに担当の青木さんという女性の課長さん、非常に熱心にこの問題に取り組んでおりました。その方が日野市のいわゆる合い言葉ということではないのですが、「糖尿病の重症化予防は川上から」、初期段階からという、川の上流で、初期でいわゆる見つけて重症化を防ぐという、こういうふうなことを言っておりました。糖尿病というのは「サイレントキラー」と言われるように、「静かな殺し屋」というふうにも言われております。初期段階ではほとんど自覚症状がないというのが特徴で、健康診断で糖尿病の疑いが指摘されても、3割の方々しか治療を受けない、7割は放置をしてしまう。そして取り返しのつかない状況に陥ってしまうというふうなことであります。

私は、腎臓病、腎臓が悪いと言われたことがないので、余りこのことは気にしたことがなかったのですが、自分の健康診断の中のヘモグロビンA1cという数値を見たら、「5.7」と書いていました。これを調べると、6まではまあまあ正常なのかな、6から6.5がちょっと悪い、6.5から7までが疑いがあるとか、こういうふうになっていたのですが、実際のところ日野市の場合は、6から6.5の間の方々にこのアルブミン検査を実施するというふうなことを言っておりました。よく皆さんが、「ヘモグロビンA1c、おれは何ぼだ、何ぼだ」という話を聞いておってよくわからなかったのだけれども、最近このことがよくわかるようになりました。ぜひこのことも含めて進めていただきたい、このようにお願いして、次の項に行きたいと思います。

次に、レセプトデータの活用についてということでございます。

これも日野市のこともそうですし、たびたび私が引き合いに出す呉市のことについてもそうであります。今年度のデータヘルス計画、見させていただきました。本当に横断的といいますか、しっかり皆さんが力を合わせて頑張ってくれているなというふうなことが読み取れるわけでありまして。しっかり推進方5年間やっていただきたいというふうに思いますが、透析ということについてちょっとこう、読んでおって、私がそういう力を入れておるものだから、何かそういうふうに取り取れるのかもしれないかもしれませんが、透析を抑え込むという、こういうふうな減らしていくというふうなところが若干希薄かなというふうな思いもしているわけでありまして、このデータヘルスケアをどういうふうに生かされておりますか。御答弁ください。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

人工透析につながる慢性腎臓病は、高血圧、糖尿病など生活習慣病の悪化が原因となることが多く、これらの生活習慣病の重症化を予防することが重要になってきます。第2期データヘルス計画において減塩の普及啓発、運動習慣の定着、健診受診率向上などを重点施策といたしました。取り組みについては、庁内横断的に事業を展開する健康寿命延伸会議において作業部会を設置し、事業展開を図っております。さらに、別府市医師会における地域医療連携パス委員会の慢性腎臓病班では、市民への啓発やかかりつけ医との連携など、市と別府市医師会、別府市薬剤師会が共同で慢性腎臓病対策を推進しております。市民公開講座を初め、中学校区ごとにかかりつけ医とミーティングを行うなど、慢性腎臓病対策は別府市医師会等と共同事業で注目を浴びつつあります。

今後もデータヘルス計画の進捗管理を行いながら生活習慣病の重症化を防ぎ、健康寿命延伸を目指して関係機関、関係各課と連携した取り組みを行ってまいります。

○20番（堀本博行君） ありがとうございます。市長ね、先ほど申しました呉市にしても日野市にしても、このデータヘルス計画、いわゆるデータ分析というのを非常に大事にしているんですね。こういう、担当課長に聞くと、「1回営業に来たことがあります」と。別に会社の宣伝をするわけではないのですが、そういうところのデータ分析を依頼している会社が、データホライズンという会社があります。ここが本当に非常に細かくデータを、非常に金もかかるのですが、一応担当課長に聞いていただいて、御検討願いたいと思



います。この日野市の場合も、具体的に透析にならないためにどうしたらいいのかという冊子もつくって、これももらってきましたが、ぜひ一生懸命職員の皆さん方がやっていたにていることはよくわかるのですが、もう一巡深くやるというふうな観点からもこのことをぜひお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、次にまいりたいと思っております。次に、南部振興と商店街の今後についてというふうなことでお話をさせていただきたいと思っております。

昨日もお話ありがとうございました。今、全国的にうちも党として全国のアンケート調査というのをやっております。そういった中で特に商店街に関する中小企業とか、こういった分野の方々に対する調査活動もさせていただいております。その中で私が個人的に非常に気になっておりましたアーケード街の商店街の方々に一度お話を聞きに行きたいなというふうな思いもあって、今回、やよい銀天街。1軒行くと、「よく来たな、あなた。選挙のときはみんな来るけれども、普通になると全然来ないのだけれども、あなた、あなたたちには余り期待しておらぬけれども、まあ、座ってコーヒーでも飲んで」と言ってね、座り込んでかなりお話もさせていただいたのでありますが、そういった中で大体30軒近く回らせていただいて、むげに、「手短かにやっておくれ」なんて怒られたところもありましたが、現実的には非常に回る中で気になったのが、大体30軒ぐらい回った中で後継者の問題をちょっと聞いたのですね。

30軒の中で明確に後継者がおって今やっていますというふうなところが2軒ありました。あとは、もう自分の体が動かなくなるとこの店は終わりですと、終わりです、こんなふうなお話もしておりました。高齢化の中で非常に大変な状況が御案内のとおり浮き彫りになってきたというふうなことがあるわけではありますが、2つ目が、やっぱりアーケードの問題なのです。

これは楠銀天街のいわゆる永石通りから流川通りのこの間にいろいろずっと行って話をすると、口をそろえておっしゃるのが、「このアーケードを撤去してくれ。これはもう危ない。撤去、何とかならぬか」というふうなことがあります。私も夕方5時、6時から、時間のある日は1時間ぐらいずっと、日によって高崎山まで歩いて往復ちょうど1時間、それか銀天街の中をぐるっと夕方歩くのです。そうするともう冬の暗い時期なんかになると、銀天街の中はもう真っ暗ですから、むしろ何か怖いぐらいにある永石通りから特に秋葉通りのあの間、真っ暗です。だからもう怖いぐらいあるぐらいに暗いという、これはもう私も実感をいたしておるところであります。

その中であの通り会の、楠銀通り会の会長さん、市長も御存じだと思いますが、その会長が言っていた、「我々は、行政にぶら下がるしかやりようがありません」と、もうこういうふうなお話をしておりました。そういった中でアーケードの撤去というようなことについてはどのような御見解をお持ちか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○経済産業部長（白石修三君） お答えさせていただきます。

楠銀天街のアーケードは、昭和28年に完成し、設置後約65年が経過をしております。アーケードにつきましては、平成28年11月に別府商工会議所が、アーケード及び建築物の危険性を把握するため現状調査を行っております。その調査結果、また現地を確認したところ、天井パネル、カバーの変形や破損、柱根元部の破損、柱の建物の一部一体化になっているなどの状況でありました。アーケードの所有者は、楠銀通り会ではありますので、基本的には維持管理等の対応は通り会が行うものではあります。安全性の観点から緊急対応が必要な箇所につきましては、その都度市のほうで対応しているところであります。

撤去を含みます今後のアーケードのあり方につきましては、議員御質問のとおり現在の通り会の運営状況を考慮しますと、費用面も含め難しい問題があるのではないかとこのように考えております。市としましては、現在、建設部と経済産業部のほうで連携・協力を

とりながら、アーケードに面します土地及び建物の所有者、全体の費用の算定、それらに対する国の各種補助事業、交付金事業の活用可否などについて検討を行っているところであります。今後、通り会、地元の方々にも現在のアーケードに対する考えや思い、将来像の共有をしていただき、今後の対応策を模索してまいりたいというふうに考えております。

- 20 番（堀本博行君） わかりました。私もこうやって商店街を歩く中で、長年楠銀天街からソルパセオの前の通り会の事務局を昭和 34 年から今日までやられている御婦人がいらっしゃいます。こう言うと、もう大体どなたか御察しがつくと思いますが、その方からいろいろお話も伺いました。特に昭和 30 年代の時代の話もちょっとお伺いしたのですが、松原公園から駅前通りまで、あの間 470 メートルあって、120 軒が軒を連ねて商売をやっていた。その当時はもうかってもうかって仕方がなかった。大きな紙の箱の中にお金を投げ込んで、それを押さえて押さえて、また投げ込んでという、こういうもうどうしようもなくもうかった時代があったそうなのですね。我々も小さいころ、松原公園からあの銀天、あのころ、松原公園のところにも、あそこからアーケードがありましたから、火災があるまでですね。あそこから子どものころ、とにかく人があふれ返っていたというふうな印象があるわけでありまして。先ほどございましたけれども、昭和 28 年にアーケードができて、改修に改修を重ねて、昭和 60 年、役所から、心当たりがあると思いますが、その昭和 60 年に 900 万円というお金を借りて最後の大改修を行いました。そして、32 年間かけてやっと先月 5 月、返却が終わりましてという、こんな話も、身につまされるようなお話も、毎年 2 万 2,000 円持って役所に行きましたみたいな、こんなお話もございました。

そういったふうなことから、そういった中で平成 29 年 2 月に長野市長が西会頭と、それから部長何人かと一緒に楠銀通りの通り会の方々との懇談会があったというふうにお聞きをいたしました。そのときに長野市長に、アーケードの撤去はぜひ進めてもらいたいという要望を申し上げたところ、市長からは、南小学校跡地の開発のタイミングで何とか考えたい、こういうお話をいただいております。皆さん、この言葉に何かすがってございました。皆さん、本当に、いろいろ思いもあるのでありますが、口をそろえてそういうふうにおっしゃってございました。実際的にはもうこのタイミングしかないのかなというふうな思いもありますし、私はとにかくあの通りが、その御婦人の事務局の方が言うのは、あのアーケードは、周りに建っている店舗で支えられていますと。見ると、帰りに一戸一戸見ると、柱の根っこが腐って空洞になっているのですね。見ながら、こう一戸一戸見ながら帰ったのですよ、見て帰ってと言われたのでね。

それで、そういう中でもあの通りは建物がどんどん撤去されているという、こういう状況でもあります。また、今回あの秋葉通りのいわゆるポケットパークの前のお魚屋さん、あれも移動して、あれからずらっと店がまたなくなります。取り壊しになっているときですね。こういうふうな計画も近々あるというふう聞いております。そういった意味から言えば、南小跡地の計画とタイミングを合わせてということであれば、平成 33 年ぐらいが供用開始みたいなことで計画もあるようでありますので、あと 2 年、3 年というふうなことになるわけではありますが、それまで持つのかなというふうな気もしておりますが、市長のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

先ほど楠銀天街のアーケードに関しての設置の経緯については、担当部長からお話をしたとおりであります。原則といたしましては、設置者、所有者は楠銀の皆さん方ということになるかと思っております。撤去費用等々の金額を換算しますと、かなりの金額になると。先ほど議員おっしゃったように特殊な構造をしている、店舗と一体となっているというような特殊な構造もありますし、アーケードを考えるということは、店舗そのものを考えな

ければいけない、通り自体を考えなければいけないということになるかと思いますが。問題は、私は今年の、議員言われるように2月でしたかね、皆さん方との意見交換を行った際に、もう完全にこの通りはなかなか厳しい、言われるように自分たちでは撤去も活性化もできないというような大変厳しい御意見が寄せられて、とは言え、私は可能性がこれからも絶対にあるというふうに思っていますし、何よりあのアーケードを撤去したところで、では、その後そこはどうなってしまうのだろうかという、やっぱり先に行く計画も必要なのだろうかというふうに思っています。

旧南小学校の跡地だけではなくて、南部振興全体を考えて、そこの楠銀天街がどういう位置づけを占めるのか、その後、例えば仮に撤去した後に、皆さん方からどういった一体的な協力が得られるかということも、これから余り時間を置かずに検討し、また協議をさせていただきながら、根本的な解決に向けてこれから取り組んでいきたいというふうに、これは絶対に必要なことだろうなというふうに思っているところでございますので、引き続き議員にもお力添えをいただければというふうに思います。

- 20番（堀本博行君） ありがとうございます。このいろんな話をする中で、中村市長時代にあの通りをレンガ通りにしてどうのこうのというふうなお話もあったとかいう、もう長年お住まいの方ばかりなのでそういう話もありました。あの界限で、ああ、そうなのだなという改めて自覚をさせていただいたのですが、「行列ができる」という言い方がちょっと適当かどうかわかりませんが、行列のできる店が3店舗あるのですね。友永パン屋さん、それから六盛さんと、それからもう1つはどこだったっけ、井筒屋さんという魚屋のね、あそこはかなりずっと人が並ぶのですけれどもね。それくらいやっぱりポイント、ポイントで非常に人が集まるという、こういうところもありますし、特にあの界限そのものを食の通りにもしてもらいたいとか、アーケードを撤去したときに、先ほど夜が暗いというお話をさせていただきましたが、あそこが、いろんな問題点はありますが、実際普通の市道になると人もたくさん通るようになる。もう暗いから通るな、特に子どもは夜はあそこを通るなとか、こういったふうなことも言われておりますので、ぜひいい方向に進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、あと猿の猿害が残りましたが、時間もありませんので、またしっかり頑張っている、職員の皆さん方の頑張っていることもよく理解をしておりますので、この点は削除して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（黒木愛一郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長（森 大輔君） 再開いたします。

- 17番（平野文活君） それでは、通告の順序に従って質問をいたしたいと思います。

まずは、温泉発電の問題です。

現状から入りますが、事前に資料をいただいております。平成29年3月末での認定件数を、全国では110件に対して別府市では47件、実に全国の43%、約半分が別府市に温泉発電が集中しているという現状であります。別府市は、地域新エネルギービジョンで温泉発電目標を1,220キロワットと、平成32年までの目標を定めております。ここに改めて持ってまいりましたが、平成27年3月に策定をされております。この4月にはもう浜田市政ではなくて長野市政になったわけですね。最後の、置き土産のようなものが出されたわけですね。

そこで、お聞きしたいのですが、温泉発電を設置するためには事前に経済産業省の固定価格買取制度、FITの認定を受けなければなりませんね。FITの認定で市の掲げている1,220キロワットを超えたのはいつなのか、まずお伺いしたいと思います。



○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

経済産業省による固定価格買取制度の認定容量から割り出してみますと、平成26年9月末現在で1,221キロワットとなったことから、この時期に超えたものだと考えられます。

○17番（平野文活君） 別府市が目標を、6年間目標を掲げたのが平成27年の3月、その前、半年前に既にもうこの32年までの目標を認定では超えている、FITの認定では超えているという、本当、そういう実態でありました。

この別府市の新エネ計画は、温泉発電について既存の源泉で余った温泉を利用した小型バイナリー発電というものを想定しておりまして、売電を視野に入れた発電施設の導入には慎重な検討が必要だと、こう書いてあるわけですよ。だから、市の考え方が現実に合わないことをこの計画で決めたということになっております。逆な言い方をすれば、温泉発電の現実とは全く違った姿になろうとしている、もうこの策定をしたときからですね。そういうことですよ。これは改めて別府市に温泉発電が集中しているということについて、やはり危機感を持つ必要がある。初めからそういうことが必要ではなかったかというふうに、改めて私はここを調べまして思いました。

そこで、今、小倉のグリーンハイツ内での温泉発電でどういうことが起こっているかということに入りたいと思いますが、最近、住民の有志から苦情を受けて対応したというふうに思いますが、どういう苦情を受けて、どういう対応をされましたか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

温泉発電で使用されている汽水分離機がふぐあいを起こし、蒸気を周辺地域に飛散させている、熱水が側溝に流れているとの苦情がありましたので、市といたしましては、管理事業者に事情聴取した結果、新しい汽水分離機を取りかえる予定で、地下に熱水を返すための還元井を検討しているということでした。

現在、応急措置として汽水分離機の開口部の前に水分を落とすためのパネルをセットしております。早急なる措置をとるよう厳しく指導いたしたところでございます。

○17番（平野文活君） 汽水分離機というのは、蒸気と熱水を分離して発電のエネルギーをつくる場所ですよ。それがふぐあいを起こしたと。そして、地元の人に言わせれば「温泉シャワー」というふうなことを言っておりましたが、要するに温泉水を、風に乗って周辺の住宅にまき散らす。その結果、例えば車なんかには飛沫がついて、すぐにでも洗って落とさなければもう落ちなくなるというようなことも苦情を言っておりました。あるいは、その熱水を側溝に流しているの、温度をはかたら93度もあったというような苦情を具体的に聞いております。

応急処置はしたと言うのですけれども、汽水分離機そのものをつくり直すというのは、また何カ月かかかる、費用も大変かかるものですね。この汽水分離機は、初めからトラブルを起こしてきました。この温泉発電のための源泉が掘削されたのは、平成26年の2月に申請があつて、工事は9月に終わっております。その年の年末にかけて、それこそこの吹き出す圧力を抑えきれないで周辺に噴気公害、熱水公害をまき散らしてまいりました。そういう住民の苦情を受けて、翌年1月には県と市の立入調査を受けて、そして施設の改善命令が下されております。改善命令の内容は、汽水分離機やサイレンサーを設置しなさいというようなものでありましたが、そもそもこの温泉発電のために井戸を掘ったわけですよ。もうその時点では、本来言えば汽水分離機は同時に完成していなければならないものでありますが、そういうものもないまま井戸を掘っていた。それがこの公害をまき散らした。ですから、住民のそういう苦情を受けて汽水分離機ができたのが翌年の7月ですから、半年以上も住民はそういう状態を我慢してきたわけでありまして。

その汽水分離機が、私がそれから1年後ぐらいにまた議場でも紹介をいたしました、細かい振動をぶるぶる起こして、もしかしたらこれ、事故を起こすのではないかというよ



うな心配をしました。現場も見ましたが、振動を抑えるために木材でつかえ棒をしているというようなことも応急処置としてはあったのですね。その後、木材ではなくなりましたが、いずれにしてもそういうふぐあいをずっと起こしてきた。そして、今回、ついに分離が不完全で温泉をまき散らすことになって、取りかえが必要になってきた。こういう汽水分離機の状態であります。

そうやって開発が進んできたわけでありますが、今、37基の発電機が設置されております。約4,000キロワットの発電が計画をされておりました。ところが、もう設置が完了してから1年以上たつと思いますが、動いていない発電機が多いわけですね。今の稼働状態はどういう状態なのか。また、動かない理由は何なのか。説明をしていただきたいと思っております。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

稼働中、試験稼働も含めますが、9発電所の12基で、稼働停止中、これは工事中も含めますが、15発電所の25基となっております。

また、稼働していない理由でございますが、これは事業者の方の回答をいただいておりますので、ここでは明確な回答はできません。

○17番（平野文活君） 動いているのは12基だけれども、25基がとまっているという状況であります。動かない理由はわからないということではありますが、大方類推がつくわけですね。いわゆる熱水、蒸気、エネルギーが足りないのだというふうに思います。ところが、こういう事態に今なっているわけですが、そういう事態になる心配はもう初めからあったのですよ。1本目の源泉が、先ほど言ったように噴気公害をずっと撒き散らしてきた。それを何とかかんとか抑え込んで2本目の井戸を掘ろうと県に申請を出した。その2本目の井戸を掘るのに県から市に意見を求められたという経過がありますね。

その市長が出した意見書、これは平成27年7月17日付で出ておりますが、そもそも80ミリの口径の源泉で10基もの発電機を動かす、これはほとんどが125キロワット、1基がね。そういう口径の源泉で10基もの発電機を動かすような、そういうエネルギーを持つ井戸は別府にはありませんと、だから、これはちょっとおかしいのではないのと。ここには書いてありませんが、80ミリと称して、実際は150ミリだということも周辺の住民の中では言われていました。しかし、そういう不正が行われたということは明らかにされないまま来たわけですが、いずれにしても、それでも37基もの発電機を動かすというエネルギーはないはずだと、県の許可まで、県が許可を下すには慎重に対応してくれという長野市長名での意見書が出されていたのですね。そのとおりに今なっている。今、井戸を掘ったけれども、足りなくて、それで37基せつかく設置したにもかかわらず動かないという実態があるわけでありまして。

あるいは、また新ガイドラインというのを国が作りました。つまり小倉のようないろんなトラブルが全国で起こっているもので、そういうトラブルを踏まえてそのガイドラインを新しく改定したのですが、そのガイドラインの中に、例えばこういうのがある。「外部から見えやすいところに標識を掲示すること、発電事業所名と住所、保守点検責任者名を明記し、そのいずれかの電話番号を記載すること」というのがある。私、この議場でもこういうガイドラインが改定されたのだけれども、標識がないではないかということ指摘した経過があります。そのときには、いや、もう既設の発電所については、新しいガイドラインになってから1年間の猶予があるのだということで、今すぐ標識を出さなくてもいいのだというような説明がありました。しかし、1年以上たつ。いまだにありません。別府市行政としてこうしたガイドライン違反というか、こういうものについてはきちんと現状を把握して国に指導を強く求めるという対応をすべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、新ガイドラインでは発電事業者名、保安管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を、移行した時点から1年以内に掲示するようになっております。移行した後の認定情報が、現在ちょっと確定していない状況でありますので、その認定情報が入り次第現地調査を実施させていただきたいというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 今の答弁もちょっとわかりにくい答弁——一般に聞いている方からすれば——と思いますね。私に全部言わせないで、課長がもうちょっと詳しく言ってくれるといいですね。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

現在の新ガイドラインにつきましては、これは九州経済産業局のほうが所管となっており、今、改正省エネ法に基づく認定作業がおこなわれている状況でございます。それで今、公開ができていない状況でございますので、市としてはその情報をまだ知り得ておりません。それが知り得るようになりましたら、うちのほうも先ほど言ったような形で対処いたしたいというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 国も国だなと、こう思うのですけれども、今の説明でもちょっとよくわからないところがあるのだけれどもね、要するにFIT法というのがあって、そして改正FIT法がありますよね。以前の旧FIT法は設備の認定をするだけという、簡単に言ったらですよ。新しい法律になって事業計画全体を審査して認可するのだ、こういうわけですよ。その作業が追いついていないというのが国の、今、課長が言われたことですよ。そのこと自身がちょっと問題だと思います。国に行つて言うと、国も人手不足でできないのですよみたいなことを担当者は言うのですけれどもね。要するに現場ファーストといいますかね、住民の立場に立って仕事をすべきだと思うのですけれども、いずれにしてもそういう状態だと。そういう状態であればあるほど、市はやはりその事業者、事業者名を全部市が把握しているわけですから、やっぱり連絡をとって、なぜ標識を出さないのということを具体的に求めるべきではありませんか。なぜ標識を出さなければならぬというふうに国の新ガイドラインで定めたのか、それはいろんな意見を言おうとか、何かあったときとかいうようなため、事故があったときとか、いろいろあると思うのですけれども、この発電機は誰が設置したのか、どこに連絡したらこの発電機の問題について物が言えるのかと。それを住民がわからなければいかぬということですよ、そういうことだと思うのですよ。それが1年間たってもできない、あるいはまた国のそういう作業のおくれを理由にしてできないというようなことをずっとやっていったら、できるまでじっと待つしかないというようなことになりませんか。やっぱり市として、もうちょっと積極的に動くべきだと思いますが、いかがですか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

もともとその新ガイドラインでのチェックといたしましては、当然九州経済産業局が行うものですが、市といたしましても、現地確認の上情報提供は随時いたしたいと考えております。

○17番（平野文活君） 市として現地を確認して国に情報を上げる、こういう実態ですよということをぜひしていただきたいと思います。

それから、その動いている12基についての騒音調査というのはどうなっていますかね。

○環境課長（松本恵介君） お答えします。

現在稼働している発電施設は試運転の状況であり、長く稼働させていない状況をつくらないうちに、発電施設をローテーションして試運転をしているというお話を聞いております。そのため、区画内の発電施設が全て稼働し、防護壁ができた状態での騒音調査をする

ことで見合わせている状況で、区画ごとの発電施設が稼働したときに調査を実施する予定といたしております。

- 17番（平野文活君） 37基があるわけですが、24発電所ある——区画として——というふうに聞いております。その区画の発電機が全部稼働した状態で騒音の調査はしなければ意味がないというようなお話でありましたね。それはそれで、いつ稼働するのかわかりませんが、きちんとしていただきたいというふうに思います。

議案質疑で条例の問題のことも議論になりましたが、私はずっとこの初めから、平成26年に始まった小倉の開発の問題で住民の依頼も受けて、その都度その都度いろんな提起をしてまいりました。それを振り返ってみたときに、市の要綱だから、市が定めているのは要綱だから法的拘束力がないからということで、その違反行為みたいなのがあっても見逃して来た、市は見逃したとは思っていないと思うのですけれども、改善されないで来た。あるいは、これが条例になっても、またなかなか規制ができないという、そういう状態で来たと思うのですね。ですから、それだけに、私のこれは個人の意見ですけれども、その新しい条例をつくるに当たって、ほかの市町村がやっているような市長の同意条項というのがやっぱりあったほうがきちんと対応できるのではないかというような、そういう意見を持っております。しかし、そういう実効性があるかどうかかわからない、不同意をしたとしても、その根拠を示すことができない等々のいろんな理由でかみ合ってはおりませんが、条例にどう書くかとかいうことは別にしまして、この26年からのこっち、ずっとこの経過を見たときに、市が、住民に直結しているのは市ですよ、その市がそういう一つ一つのいろんな出来事に対してどういう対応をするか。実効性というのは、そこで問われるのではないかと私は思うのです。

3月の議会で野上さんの質問に、前の伊藤部長さんですか、退職前の最後の答弁だったと思うのだけれども、「条例改正してもいかにともしがたいというのが実感であります」というような答弁をしていましたね。それは実際実感を持った答弁ではなかったかと思うのですが、しかし、それではいけないわけですよ。やっぱり具体的ないろんな問題が起こったときに、市がきちんと住民のそういう困難を解決するため動くということが、それができておれば市長同意がある、なしにかかわらず、行政に対する信頼というのは出てくるのだと思うのです。

ですから、そここのところで今問われて、具体的に小倉地区の今の問題について若干御紹介しましたが、汽水分離機がふぐあいを起こしてという、いわばこの温泉発電のかなめの施設なのです。というが、住民に迷惑かけている。あるいは熱源が足りずに動いていないという、そういう問題がある。いつまでこの問題は、いつになったら解決するのだ、よくわからない事態に今なっていると思います。そして、住民とその事業者の間では、やっぱりいろいろあっただけにいろんな不信感みたいな、あるいはすれ違いみたいな、そういうのが今ある。

そこで、事業者の代表もかわったということもありますし、やはり住民と事業者の間の風通しをよくしてお互いの不信感をなくして、お互いがいい方向で解決ができるように市は尽力すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

市といたしましては、事業者の方に対しまして、現在まで行ってきたような指導を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

- 17番（平野文活君） ちょっと市長にもお聞きしたいのですけれども、私、これ平成27年の11月に、ほとんどの住民の皆さんが署名をして、こういう乱開発はやめてくださいみたいな陳情書というのですか、要望書というか、出されたですね。その受けた議会で質問をしたのですが、市長はそのときの答弁で、「私の地元中の地元だ。自分が生まれ育っ



た場所なので、自分自身もしっかり動きます」というような答弁をしていただいた経過があります。

そこで、今、課長が「動きます」ということなのですけれども、やはり新しい代表を含めた事業者と住民、住民もただ有志というだけでもちょっとぐあい悪いなと思うのですけれども、やっぱり自治会の皆さんとも力を合わせてというか、そういう形での提起協議の場というのですか、そういう場ができればもうちょっと風通しもよくなる、それぞれにとってお互いの事情、困り事なり率直に意見交換しながらね。住民の皆さんも、今さらもう全部撤去してくれというふうなことができるとは思っていないと思うのですよ。事業者からしてみたら、これ、破産をして施設を野ざらしにしなければいかぬみたいなことになってしまったら、これまた大変なことになりますよね。ですから、せっかくの、「せっかく」と言ったら悪いけれども、ここまで来た事業ですので、やっぱり安定した軌道に乗せる必要があるのではないかと。

こういう意見もあるというふうに聞きましたよ。まだコスモテックの施設ができたばかりで、あとの発電がほとんどできていないという時点で、住民の皆さんが「第3区画」と言われるところにつくるときに、事業者の皆さんが一軒一軒回って、同意書というのを取って回ったのですよ。その同意書の中に温泉代を無料にしますと、賛成してくれたらね、というようなことも書かれていたのですよね。それを今言うわけですよ。あれからもう3年以上たつけれども、一つもそうならぬ。きちんと温泉発電が動いて事業者ももうけて、そして住民にもそういう還元があるというふうなことになっていけば、いろんな不信感もなくなっていくのではないかなと、こう思います。それにはやはり行政の支援が、手助けが必要ですね、そういう軌道に乗せていくためには。そこのところをぜひお願いしたい。

今度の新しい条例の中にも、自治会との間で地域振興策に努めるべきだと、こういうふうな文言もありますよね。それは「努めるべき」ということで義務というふうにはなっていないのだけれども、ぜひこの小倉の問題を解決するためにはそういうところまで踏み込んだ市の支援が要るのではないかと、私はそう思います。いかがでしょう。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

基本的には議員が言われたとおりですね。この小倉のグリーンハイツというのは、私が生まれ育った場所でもありますし、実際に新しい開発が行われているときに、私の実家にもその飛散の被害があったというようなことも実は最近あって、非常にこの開発、乱開発については危惧をしております。

基本的な土台の話をしていただくと、これは地熱発電というのは、将来的には非常に可能性のある再生可能エネルギーであるということは間違いないわけではありますが、ただ、やっぱり別府の場合は、今はアクセルよりもブレーキを踏みながら、既存のものでやることではなくて、そのためだけに源泉を、泉源をまた新たに掘っていくというのは、これに対してはやっぱり慎重にならなければいけないのではないかとこのように思っています。

新しい事業者にかわった、もしくはかわるといえることがもう確定をして、今まさに事業の継承をしているのかなというふうに思います。これを1つの大きな転換期と捉えて、新しい条例もできます、その中には地域住民の皆さん方との納得できるまでの合意形成を図ってほしいという思いも入れておりますし、実際に回数ではなく、皆さん方との納得できるまでの議論をしてくださいと。それを無視して飛ばして申請をしても、これは条例違反に当たる可能性が高いということになっているわけでもありますから、しっかりとそういう合意形成をまずしていただくということと同時に、私たちもこれは地域住民の皆さん方の困りごとに関しては自分自身の問題でもあるという認識を持っておりますので、積極的にできる限りのことは、当然ですが、させていただきますという決意であります。

○17番（平野文活君） 今、市長の答弁を、ぜひ職員も受けて積極的な動きをしていただき



たいということをお願いします。

最後に、これはもうお願いですが、騒音の問題なのですけれども、結局住民の皆さんが一番心配しておるのはやっぱりそこなのですね。ずっとそのいわゆる高級住宅地というか、ついの住みかとして買った人、あるいは別荘として買った人、そういう方々がおりますよね。それが景観の問題もさることながら、四六時中騒音に悩まされるというような事態にはならないようにしてくださいよというのがあるのですよ。そのために防音壁というのをつくっているのですね、3メートル以上ありますよね。はかるときには、その3メートルのすぐ横1.2メートルか1.5メートルか、1.2メートルですね、のところではかかるという規定になっているわけですね。そうすると音は少しは低くなるのでしょ、壁に遮られてね。一つ一つそうやって決められた時点ではかかっていて、これ、オーケーですと。こうなったのはいいが、その壁を越えて外に出るというその音は、もう規制の対象ではありません。あるいは24発電所あると言いましたけれども、その区域区域のそうやった規定のところではかかったやつはオーケーだと。しかし、その全体が合成された音は規制の対象ではありませんと。こういう実生活、実際に生活する上ではそんなことでは困るという事態も起きかねないのですよ、今後の問題ですけれどもね。そういうことも含めてぜひ、これは最後はやっぱり市長に動いてもらわないといかぬのではないか、こういうふうには思いますけれども、ぜひそういうことも頭に置いた対応をしていただきたいということをお願いして、この問題は終わりたいと思います。

国保税、介護保険料の減免の問題であります。

これもまず、ずっと私、別府は低所得者が多い、しかし、その所得の割には高いということを描きつけてきました。

改めてちょっとお聞きしたいのですが、所得ゼロ世帯というのが、平成28年、29年でそれぞれどれくらいあるか。まず、そこからいきましょうか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

所得ゼロ世帯ということで、平成28年度が1万978世帯、これが全体の48%です。平成29年度が1万661世帯、これが全体の49%であります。

○17番（平野文活君） 半分近い方が、所得ゼロ世帯というのですね。その中で滞納している世帯が、平成28年、29年それぞれ幾らですか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

滞納世帯ということで、平成28年度が6,995世帯、平成29年度が6,499世帯であります。そのうち3,590世帯が現在も国保に加入中の方ということになります。

○17番（平野文活君） 今の約6,000とか7,000近い滞納者がおられる中で、現在が3,590という、ちょっとこう、数字がよくわからないわけですがけれども、事前に聞いた話だと、滞納したままほかの保険に行ったとか、就職してほかの保険に移ったなどなど、そういう方もかなりおられると。現在、国保で残っている方で滞納している人が3,590世帯だと、こういうことですね。そういうことです。

そこで、現在短期保険証あるいは資格証、つまり正規の保険証がもらえていないという方がどれくらいおられますか。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

短期証及び資格証の発行状況については、短期証2,020世帯、資格証88世帯で、合計2,108世帯となります。これは、全加入世帯の約10%ということになります。

○17番（平野文活君） 所得ゼロ世帯が全体の約5割、滞納世帯が約3割、そして資格証など正規の保険証がもらえていない方が10%、1割という、ざっと言ってそういう状態です。ですから、こうした滞納問題が大きな問題ですよね。なかなかやっぱり納められないという人もおると思うのですよね、ただルーズで払わないとか意識的に払わないとかいうだけで

はない世帯も相当多いのだろうというふうに思います。

そこで、国保税には減免制度があります。4つのパターンがあるというふうに聞いておりますが、それぞれについて平成28年、29年の減免件数を教えてください。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

そのほかの減免ということで4つありますが、まず1つ目に国民健康保険税の課税の特例ということで、非自発的失業者に係る保険料の軽減があります。平成28年度は252件、平成29年度が241件であります。2つ目に火災・震災・風水害などで災害による減免があります。平成28年度は11件、平成29年度が1件であります。3つ目に失業や病気などにより所得の著しい減少による減免であります。平成28年度は5件、平成29年度が15件であります。最後4つ目に収監中で保険証が使えないなど保険給付の制限による減免であります。平成28年度が9件、平成29年度が14件であります。

○17番（平野文活君） 一番多いのが会社の倒産・解雇などですね。非自発的な失業というのですかね、というのが一番多い、毎年250件ぐらいある。この数字は非常にやっぱり大きいと思いますね。今の経済状態や市民生活の実態の一端をあらわしているなというふうに思いました。

ただ、所得が著しく減少したというのは減免の対象になるのだけれども、もう恒常的に低所得という人は、その対象にならないということですね。大分市や日田市などは生活困窮減免という独自の制度を持っているのですね。別府市もぜひそれをというふうにお問い合わせをした経過がありますが、なかなかできないのですけれどもね、簡単に理由を説明してください。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

生活困窮減免について他市の状況を調査したところ、県内では大分市、日田市、そのほか由布市でも同様の減免を実施しているようです。これは生活保護基準以下の収入である方を対象とし、申請があった場合は収入状況等を確認した上で決定しているということがあります。

別府市におきましては、別府市国民健康保険税の減免に関する要綱の第4条に、所得の著しい減少による減免について規定しており、それに基づき要件に該当する納税者から申請があった場合、前年の合計所得金額に応じて所得割額を減免しております。国民健康保険税の低所得者の世帯に対しましては、均等割額、平等割額について所得に応じた軽減が行われており、所得の減少が著しい世帯に対する減免も実施しておりますので、現在のところでは別府市では独自に減免するという生活困窮減免を実施する予定はありません。

○17番（平野文活君） いわゆる国の法定減免があるのではないかと、また市独自としても、所得が著しく減った場合には対応してきているのだとおっしゃって、恒常的な低所得というのは対象にはなりませんということですが、やはり大分市、日田市のような条例をつくって、利用の件数は少ないからと、こうおっしゃったのですが、そういう条文があることによって救われる人もいるわけですから、少数といえども救っていただきたいなというふうに思います。これは、今後も求めていきたいと思います。

また、子どもの均等割を無料にという今運動とっていいか、そういう動きが全国の自治体でだんだん広がっております。知事会としても子どもの負担軽減ということを国に求めております。国がやることを求めながら、市独自で実施している市が広がっておりますので、別府市もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

ことし4月からの国保の広域化に向け、県が設置する検討委員会の中で、市町村が担うあらゆる事務の統一化が検討されてきました。軽減策についても、実施するのであれば県内で統一する必要がある、独自事業は事務の標準化に支障を来すこととなります。また、

現状での軽減策は負担を保険者に求めることとなりますので、慎重にならざるを得ないと考えています。しかしながら、子どもに対する軽減策は必要なものでありますので、市長会を通じて国に要望していきたい、そう考えております。

- 17番（平野文活君） 今、おぎゃーと生まれたら、後期高齢者の支援金を負担せねばいかぬですよ。そこまで赤ちゃんにまで求めるといのはどうかな、今の制度はというふうに私は率直に思いますよ。ぜひ、検討していただきたいと思います。これで国保を終わりたいと思います。

介護保険に移りたいと思いますが、介護保険は3月議会で値上げがされました。その際にも指摘をさせていただきましたが、全加入者が約3万4,000人おるのですね、65歳以上の高齢者。うち1万人、約1万人が第1段階、所得段階第1段階ということで26.2%。第1段階というのは、年間収入が80万円未満ですから、月が五、六万円ということですね。そういう方が、高齢者の4人に1人はこういう状態だと。また、住民税非課税という方が66%、第5段階までですけれども、そういう方が全高齢者の3人に2人がそういう状態になっている。3月の値上げによってさらに負担は重くなったというふうに思います。

そこで、お伺いしますが、6月の20日にこの平成30年度の納付書が発送されたと聞いております。30年度の普通徴収と特別徴収の件数、人数は幾らでしょう。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

平成30年度の介護保険料の決定通知は、6月8日に発送いたしました。普通徴収で4,649件、特別徴収で3万4,336件でございます。

- 17番（平野文活君） 特別徴収の3万4,000人余りは、年金から天引きをするわけですね。普通徴収の方は自分で納めてもらう、ということですね。

平成29年度の普通徴収の実績、人数、滞納者数、徴収率についてお伺いします。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

平成29年度の現年度のみ普通徴収の総数は、年度末時点で5,861名、滞納者数は1,381名、徴収率は80.85%となっております。

- 17番（平野文活君） 普通徴収というのは、年金が年間18万円以下、月額1万5,000円以下という方ですからね、とてもなかなかこれだけで生活することはできないわけですが、そういう方が5,861人おって、そのうちの1,300人余りが滞納している、ということですね。これは現年度の、平成29年度分の滞納なのですが、その前の28年度、あるいは27年度から滞納しているという方はどれくらいおりますか。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

平成29年度の決算時における滞納繰り越しは延べ2,501名、滞納繰り越し分の徴収率は11.38%となる見込みでございます。

- 17番（平野文活君） この2,500人の方が平成28年度あるいは27年度から、あるいはそのもっと前からの人もおるかもしれませんが、滞納を持ったままずっと来ているのですね。そして29年度分も1,300人の方はまた滞納している、こういう状態ですよ。こういう方がさかのぼってまで、あるいは現年分だけでも完納することができるのだろうかというふうに率直に思いますね。月に1万5,000円しか収入がないという方、それ以下しかないという方が5,000人から6,000人おるわけですね、3万8,000人のうち。ですから、これは介護保険料を納めること事態が極めて困難であります。

そこで、保険料の軽減制度というのを別府市はつくっているのですね。その利用者、最近、最新の29年度でどれくらいあるかお答えください。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

平成29年度に軽減制度の申請を行った方は151名で、そのうち150名が該当となっております。

○17番（平野文活君） 普通徴収が5,000人から6,000人おる、それから滞納している方が二千五、六百人おる、もっとおるのかもしれない。そういう中で、多分この二千五、六百人の方も、平成27年度、26年度とかさかのぼって完納するというのは不可能に近いと思うのですけれども、それでも保険料の減免制度を利用している人が150人しかいないということなのですね。これはなぜだろうかなど、こう思うわけですね。その軽減制度の内容と基準について説明していただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

別府市では、生活保護受給者を除き介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階の方について要件を満たす場合は、申請日以降の保険料を2分の1に軽減しております。その要件でございますが、まず世帯全員の年間収入額が、平成25年度の生活保護基準の1.2倍以下であること、また住民税課税者に扶養されていないこと、資産などを活用してもなお生活が困窮すると思われる状態にあること、同一生計世帯員の現金及び預貯金の合計額が350万円を超えないこととなっております。収入基準の例を申しますと、1人世帯の場合で持ち家の方では102万5,220円、借家の方では135万5,220円、2人世帯の場合では持ち家の方で153万240円、借家の方では186万240円となっております。

○17番（平野文活君） 今、最後に言われた年間の収入金額ですね、今言われた4条件というか、生活保護基準の1.2倍以下という場合に、借家で言ったら1人世帯の場合だったら年間135万円以下の方はそれに当たりますと、2人暮らしの方だったら186万円以下の収入しかない人はこれに当たりますと、こういうことですよ。こういう方は相当数おるのではないかというふうに思うのです。第1、第2、第3段階に所属する方という前提がありましたね。その合計をすると1万888人ですから、そして貯金が350万円以下であることとか、そういう4つの条件に当てはまる人というのはかなりの人数おるのではないかというふうに思いますし、現に滞納している方の中にはかなりおるのではないか、こう思います。ですから、もっと周知をして、こういう制度があるということをしちゃんと周知をすべきではないかというふうに思うのですが、その周知はどんなふうに行っているか、もっと改善の余地はないか、お聞きしたいと思います。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

現在、この軽減制度についての周知としましては、申請の受け付けを始める時期に市報に掲載するほか、納付書の発送時にカラーのパンフレットを同封しており、特別徴収の方につきましては、通知書裏面にて御案内を記載しております。また、窓口で御相談に見えた方には制度の説明をさせていただき、該当する方には申請をお勧めしておりますが、今後とも丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○17番（平野文活君） 年金から天引きされる人にははがき、これだけ天引きしましたという通知が行くだけですね。年間、年収が18万円以上の方は皆それで天引きされるわけですからね、100%徴収率なのです。しかし、そういう人もさっき言った条件に当てはまる人がかなりおると私は思います。ですから、このはがきが行くのですけれども、はがきのよくわかるところにこういう制度がありますよ、困っている方はどうぞ御一報くださいという電話番号ぐらい書いてあるというぐらいな親切さがあるのではないかというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

時間がなくなりましたので、ごくごく簡単に図書館・美術館の一体的整備についてお伺いをしたいと思います。

グランドデザインの公募をしていると思いますが、応募業者は何社応募しておりますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

現在、まだ決定をしておりませんので、募集の業者数については控えさせていただきたいと思います。



○17番（平野文活君） 5月25日には参加の申し込みの締め切りがされましたね。もう締め切りしたのですから、これ以上の参加はできないわけですね。その応募者数が何社かということと言えないというのは、ちょっと私は理解できません。

それから、最終的には6月28日に業者の選定が行われます。審査基準、提案内容、各社の点数など、公開できますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

業者が決定いたしましたら、業者名それから審査の内容等公表していきたいと考えております。

○17番（平野文活君） 提案内容も、あるいはその参加した3社あれば3社の提案内容とか点数、そういうのを全部公開できますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

決定しました業者につきましては、提案の内容は業者の許諾の範囲で行いたいと思っております。

それから、採用にならなかった業者につきましては、点数等は公表いたしますが、具体的な内容につきましては、権利等がありますので、公表はできないものと考えております。

○17番（平野文活君） あなた方が、市が出したグランドデザインの公募要領ですかね、公募の実施要領、ホームページに出ておりますが、その中には「情報公開条例により第三者に開示する」というふうにあります、今の答弁でいいのでしょうか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたとおり、非採用の業者については、その業者の保護も必要になってきますので、そのように考えております。

○17番（平野文活君） 審査基準の中には、11項目ありますね。それを100点満点で審査するわけです。その11項目の、今例えば落札した業者、選定された業者は、そういうそれぞれの選考基準というか、審査基準でこういう点がすぐれていたからこれが何点だという一覧表ができると思いますよ。それを選定された業者はもちろんのこと、ほかの落選した業者についても公開しないと、なぜこのA業者が選定されたかわからないでしょう。そういう選考過程を全て公開してこそ、透明性が確保できるのではないかと思います。いかがですか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

決定した業者につきましても、それから決定されなかった業者につきましても、点数については公表いたしたいと考えております。

○副議長（森 大輔君） 時間になりましたので……。

○2番（竹内善浩君） 最初ですが、市民の皆様にかえりましたので、お答えします。理想のまち……（「マイク」と呼ぶ者あり）あ、失礼しました。緊張しておりますが、市民の皆様にお答えします。理想のまち・桃源郷をよき心で目指すという思いの桃花善心の会でございます。

さて、市民、職員が一人一人が満たされると笑顔になる。笑顔の別府市になってほしいと、3月議会で質問いたしました。子育て世代の皆さんが安心できる、このまちに住みたい、育てたい、そう思える別府市になってほしいと思い、今回質問いたします。市民の皆様への回答でもございます。十分な御配慮をお願いいたします。それでは、始めたいと思います。

今私たちは、子供の声を聞き、心を受けとめる団体を支援しています。最近、ラインなどで家族や友だちとやりとりしたり、ツイッターで心の声をつぶやいたりしています。そういう子どもたち、別府市は子供の声をどのようにして聞いていますか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

学校におきましては、担任や養護教諭等が直接あるいは日記等を通して子どもの声を聞

くように努めております。

市教育委員会においては、臨床心理士の資格を持つスクールサポーターやスクールカウンセラーを全学校に配置いたしまして、子どもの声を拾えるようにしております。

また、県教育委員会では、各部署がメールによる相談窓口を設置しております。把握した子どもの声は、市教委を含めた関係機関で速やかに共有しておりますので、今後もインターネットを利用した声の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

- 2番（竹内善浩君） 3月議会でお伺いしました子どもたちの生の声を聞く、そういう活動としてチャイルドラインという全国ネットの無料専門電話があります。こちらが、ホームページのところを印刷したものです。18歳までの子どもがかける電話、世界中の国々が話し合っつくった子どもの権利条約の理念を大切にしています。安心して話してもらうための約束、「約束は守るよ」「名前は言わなくていいよ」「どんなことも一緒に考えるよ」「切りたいときには電話を切っていいよ」、そう書かれています。ホームページのトップメニューには「電話で話したい」に加えて「ネットでつながる」というボタンがあります。1対1のチャットでも対話ができるようです。1997年に党派を超えて国会議員連盟がつくり、応援していました。1998年には世田谷から始まり、1999年にチャイルドライン支援センターが設立されたところホームページには書いてありました。

さて、大分県を初め全国の子どもたちの声を受けとめていると聞いていますが、そのような民間団体と連携・協働する仕組み、別府市はどのようなのでしょうか。

- 学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

本年度も全児童生徒に対してチャイルドラインカードを配布し、学校に対して各種相談窓口の周知を図るよう指導しているところでございます。子どもたちがどのようなことに悩んでいるかということ各種団体と情報共有することは大切なことと考えております。今後、これら団体と協働するために、顔を合わせて話し合う場の設定についてぜひ検討したいと思っております。

- 2番（竹内善浩君） ぜひとも検討し、実際顔を合わせて話し合う場をつくっていただきたいと思えます。実現したらとてもいいことだと思いますので、強く要望したいと思います。

次の質問ですが、同じく小中学校におけるキャリア教育、その現状はいかがでしょうか。

- 学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

キャリア教育は、全ての学校、全学年で教育課程に位置づけ、各教科、特別活動等で計画的に実施をしております。勤労観や職業観育成に向けて外部講師を招聘した講話や、実際の職場での体験学習に取り組んでいるところでございます。

- 2番（竹内善浩君） キャリア教育を支援する企業、団体、その企業や団体が学校での教育活動に参入するケースもある、あ、失礼しました、ちょっとお待ちください。そうですね、そういう団体、参入するケースについてですけれども、参画したいと思われる皆さん、例えば私がお聞きした場合には、エフ・フィールドという命の授業をするという団体があります。全国的に少しずつ動いていますが、手弁当で頑張っているということですが、このような団体はどのようにすればいいのでしょうか。

- 学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

参画を希望する団体様におかれましては、学校教育課に御連絡をいただければ、学校への周知など対応させていただきたいと思えます。

- 2番（竹内善浩君） ぜひともお願いします。これからいろいろな思いを持った市民、団体が多く出てくると思えますので、別府市で前向きに、積極的に取り組んでいただければ、教育場面もまた新たな展開を迎えると思えます。

さて、最近、性暴力や性虐待に関する報道が多いと思えます。今回、議案にも出ました

が、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等支援条例が議案提出されていますが、子どもたちの性暴力や性虐待をされない・しない、そういう教育はとても大切だと感じております。学校はどのような取り組みをしていますか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

学校では、道徳や特別活動等も含めた教育活動全般で、命の大切さや生のあり方等について、関係機関と連携しながら取り組みを進めているところでございます。例を挙げますと、別府市男女共同参画センターのデートDV予防教育講座を開催して、暴力の加害者にも被害者にもならないような、自他を尊重できる関係のつくり方を学んでいる中学校がございまして。今後も関係機関・団体と連携した、多様な取り組みを推進してまいります。また、万が一子どもがその立場に置かれたときには、スクールカウンセラーによる心のケアを初め、関係機関と連携したサポートをしてまいります。

○2番（竹内善浩君） 別府市の取り組み、お聞きして、今回努力というテーマで課題を、質問の通告をさせていただきました。努力されていることはそのまま続けて子どもたちのために、その子どもたちがこれからの別府市を、何回も言いますが、つくっていく子どもたちです。子どもたちにかかわるこの4つの努力、これからも継続してほしいと思います。明るい別府市の未来に皆さん期待しておりますし、また皆さんにお任せしているのです。どうかよろしく願いいたします。この項の質問は、これで終わりたいと思います。

続きまして、第2項に入りたいと思います。障がいのある方の困りごと、本人に対するものだけではなく、当事者とその家族、困りごとがあると私は感じておりますし、また耳にしております。障がい者の御家族の支援についてお尋ねします。お答えください。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

障がいのある方の家族を含む問題として、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後が大きな問題となると認識しております。この解決に向けて国では、地域における生活維持及び継続の推進として地域生活支援拠点等の整備を推進することが示されております。この地域生活支援拠点等の整備は、障がい者の生活を地域全体で支える居住支援のための機能となっております。内容は相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを地域の実情に応じて構築するものとなっております。

○2番（竹内善浩君） 実際に相談までに至らない本人や家族のこと、そういう声にしっかりと応えていただき、耳を傾け、心情を受けとめていただきたいと思います。その上で地域生活拠点等の整備の具体的な状況をお尋ねいたします。お答えください。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

本市では、ことし、今年度4月1日より、昨年までの4カ所の委託相談支援事業所を基幹相談支援センターとし、そのセンターに地域の体制づくりを担うコーディネーターの配置を行い、市内の豊富な社会資源等を十分に活用し、また結びつけ、地域生活支援拠点等の整備を行いました。これにより、さらなる地域での相談窓口の充実を図り、地域で埋もれている障がい者及び家族の声をくみ取ることができると考えております。当事者本人の状態に応じた障害サービスの適切な支給に努めることが、当事者を含むその家族の支援に直結いたしますので、障がいのある方の自立に向けた支援に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 今後ともよろしく願いいたします。この件につきましては、親亡き後の問題等を踏まえてまた今後の議会で質問させていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。最近、偏見や差別というもの、実際に市民の方からも聞いております。LGBT S、あるいはSOG Iという当事者の皆さん、そしてその家族や知人の皆さんからそういう声を聞いております。

次の質問は、窓口についての質問ですが、グランドフロアになるのでしょうか、市民窓

口、また人権同和教育啓発課のところにはレインボーフラッグというアライ、支援を理解していますというフラッグを立てていただいております。そのことは周知しております。その上で質問いたします。

当事者の方や家族、知人の方が相談する窓口は別府市にありますか。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

LGBT SやSOG I 当事者などの人権にかかる相談は、人権同和教育啓発課で常時受け付けております。

なお、人権擁護委員による人権相談窓口は、無料人権相談所を毎月1回第2水曜日、行政相談と合同で行う特設人権相談所を年3回、市役所庁舎レセプションホールや会議室で開設しております。

○2番（竹内善浩君） 今の御答弁の中は、きのうの質疑の中でも重なって出ているかと思いますが、それに加えて質問させていただきます。

LGBT SやSOG I の御本人、あるいはかかわる皆さんのことですが、実は人権の問題ではなく、医療費や税金、治療にかかわること、そういう内容と思っていられない方がいらっしゃいます。別府市にそのような相談ができないか、相談するところはないのかというふうに聞かれました。そんな市民の皆さんに対してどうしたらいいのか、あるいは別府市としてはどうされますか。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

LGBT SやSOG I 当事者の方がどこに相談すればよいのか迷っている場合は、まず人権同和教育啓発課に御連絡いただければと思います。相談内容によっては、人権相談より他の相談窓口のほうがよい場合もありますので、その場合は個々の相談内容に応じた専門的な相談窓口を御案内するなどの対応をいたします。

○2番（竹内善浩君） 今の御回答で、わかりました。お悩みの皆さん、まずは人権同和教育啓発課へということだと思います。まずはお電話等で連絡していただければということだったと思います。このことを皆さん、市民の皆さんにできれば周知をしていただきたいと思います。これは要望いたします。

続きまして、パートナーシップ制度、このパートナーシップ制度は、マイノリティー当事者の同性間の事実婚の実態を指しています。私が再三この議会で申していますパートナーズ婚、これはLGBT Sに限らない高齢者や障がい者の事実婚も含んだ認定ということを指しています。この2つの制度、認定、別府市はどう対応しますか。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

別府市では、パートナーシップ制度の導入やパートナーズ婚の認定はしていませんが、人権同和教育啓発課としては、市民が性の多様性を理解し、偏見をなくすよう啓発に取り組んでいます。今後も市民の理解を深めるよう啓発に努めます。

○2番（竹内善浩君） ぜひとも取り組むように、啓発に努めてください。

実際、県外から、あ、「市外から」と言ったほうがいいのですかね、パートナーズ婚として認定された方が別府市に転入してきた。この場合、別府市としては、今どのような対応をお考えになっていますか。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

これまで受けてきた行政サービスをそのまま受けることが困難になる場合もあり、困惑される当事者もいらっしゃると思います。人権同和教育啓発課としては、当事者が困難に直面した際は、心に寄り添うことが大切であり、当事者が抱える問題や困り事を聞き、関係課や当事者団体等関係機関と連携しながら少しでも手立てになる方法を模索し、当事者の支援に努めます。また、相談を受けた問題や困り事を集約していくことで、今後の施策に反映できるよう努めます。



○2番（竹内善浩君） これも反映できるように努めていただきたいと思います。

もう一度、重複するかもしれませんが、人権同和教育啓発課としてパートナーシップ制度、またパートナーズ婚について制度の導入、あるいは認定についてどのようにお考えでしょうか。重複するかと思いますが、もう一度聞かせてください。

○人権同和教育啓発課長（三宅達也君） お答えいたします。

パートナーシップ制度につきましては、性の多様性についての研修の中で啓発をしております。パートナーズ婚については、これからも調査研究し、さまざまなマイノリティーとして困難に直面している当事者が幸せに暮らしていけるまちづくりをするために、市民の理解を深める啓発に努めます。

○2番（竹内善浩君） これから言うことは、市長に強く要望したいと思います。今、この時代です。いろいろあると思いますが、この別府市に住みたい、子どもを育てたい、そして、このまちと一緒に一生を過ごしたい、そのような思いを持っていらっしゃる方が、別府市の魅力がしっかりと表に出せれば、このまちの人口もふえます、観光も変わっていくと思います。それから、LGBT等の「マイノリティー」と言われる方の理解も変われば、このまちがもっともっと夢のようによくなるかな。

桃花善心の会としては、理想郷ではありますが、みんなが一つになって過ごしていけるまちを目指してまいりたいと思います。その意味からでも、今からでも取り組まれてしっかりと国際温泉都市としての別府、この別府に決して損はないと思いますので、強く要望して——取り組みを——この項の質問を終わりたいと思います。

では、次の質問に移ります。（発言する者あり）

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

私も、かつて民間の皆さん方が主催をされたLGBTのイベントにも参加をさせていただきましたし、それぞれ皆さん方、深いお考えや悩みがおありになるということもよくよく理解をしているところでございます。それぞれの区や市町村によってパートナーシップ制度、パートナーズ婚という制度があることは、私も承知をいたしております。別府はもとより多様性のまちでダイバーシティでありますので、私は個人的には、理解が進んでいることを制度にすることで、また何かこう、変な意識というか、言い方はおかしいかもしれませんが、その皆さん方が自然に受け入れている環境というのを非常に私は大事にしていきたいというふうに思っています。

今後どういうふうな形でそれぞれの自治体に取り組んでいくかということも考えて注視をしながら、別府市としての温かい取り組みをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○2番（竹内善浩君） では、続きまして質問いたします。ありがとうございます。別府市に期待しております。

次は、地域生活支援の関係になりますが、介護保険での入浴、別府市では共同温泉に通う際の外出介助及び入浴介助について基準を設けていると認知しております。何を参考に基準を設けたかお答えください。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えをいたします。

厚生労働省の方針における適切なケアマネジメントに基づくものであれば、保険者の個別具体的な判断により保険給付の対象となるという考え方によりまして、別府市の地域性を考慮し、全国の同等の地域環境にあります自治体の基準を参考にさせていただき、共同温泉に通う際の外出介助及び入浴介助について、別府市の判断基準を定めております。

○2番（竹内善浩君） 別府市の判断基準を定めてありますということですが、その基準とはどのようなものでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えをいたします。

自宅に浴室がなく、デイサービス等の利用ができない理由がありまして、利用者の嗜好に起因していない等の場合は、ケアマネジャー等にアセスメントを実施していただいた上で、当課が個別に相談に応じる旨を平成24年に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所への説明会を開き周知させていただきました。

○2番（竹内善浩君） 以前より……、ちょっとお待ちください。包括支援センターの件で、もう一度最後の部分だけお答えください。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） 失礼しました。当課が個別に相談に応じる旨につきましては、平成24年に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所への説明会を開き周知をしたところでございます。

○2番（竹内善浩君） 説明し周知したということですが、やはり以前より入浴介助にかかわる問題、苦情というのを聞いております。互助としては当事者と家族や仲間の関係、共助としては浴場利用の地域の皆さん、公助としては介護保険などの支援サービスということになると思います。温泉のまち、温泉文化だからこそそれぞれに考えなければならないことがあると思います。温泉文化のこのまちでこれからの高齢者の入浴の問題、どのように考えていかれるのでしょうか。お教えてください。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

これから、地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて現状を把握するとともに、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査を実施する際に入浴に関する調査を行うなど実態把握をした上で、高齢者の方が安心して地域の中で生活しやすい環境づくりに向けて、介護保険制度では支援できない部分を別府市独自のサービスとして検討していきたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 本日は、私個人が大変混乱する場面も一部ありましたが、これから立て直して御質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、平成23年からの緊急医療情報キット事業、この議会でも再三御質問をさせていただきました。現在ではこの制度の周知、どのように行っているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

緊急医療情報キットにつきましては、民生委員さんの御協力をいただき、設置対象者の調査をしております。また、導入当初から市報に掲載するなど制度についてお知らせをしてきたほか、窓口等で御案内をしておりますが、民生委員さんの御協力をいただく中で情報共有を行いながら、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） キットの情報、この中には緊急連絡先や主治医の情報などが書かれています。以前もこの議場で言いましたが、訪問されるお医者さん、歯科医、看護師さん、保健師さん、社会福祉士などの国家資格の専門職、こういう方は法的な上で内容の一部更新・書きかえができる権利といいますか、資格を持っていらっしゃるのでしょうか。民生委員や民生児童委員の皆さんにも負担にならないように、訪問される関係団体の協力・連携があればこのキット事業、広く市民の皆さんのお役に立つものだと自負して……、あ、「自負」と言うてはいけないのですね、そういうふうに感じております。その点についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

緊急医療情報キットがより有効に活用されるためには、随時最新の情報への書きかえが必要であると考えております。御提案いただきました関係各所への協力依頼を含め、緊急医療情報キットが有効に活用される方法について今後とも検討してまいります。

○2番（竹内善浩君） このキットの質問については、また以降の議会等で様子を見ながら、それに対する追跡をしていきたいと思いますが、とにかくこのキット、いいものだと思います。この事業自体進めていただければと強く要望したいと思います。

それでは、次の質問になります。最近、テレビ等マスメディアで「独食」、1人で食べるという言葉が耳にします。まだまだ新しい言葉ですので、中身がはっきりとしていないというふうには感じていますが、ここではいわゆる孤食という、今まで聞いている言葉だと思うのですが、いわゆる孤食と高齢者の単身世帯との関係について、別府市ではどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

孤食につきましては、子どもの家庭環境や高齢化による現代社会における問題として報道等がなされておりますけれども、高齢化の進行などによる単身世帯の増加など、家族を取り巻く状況がさま変わりする中で、特に単身高齢者で孤食が全国的に常態化していると、過去にNHKの食生活に関する世論調査で報道されております。しかしながら、別府市におきます孤食の状況については、現在把握できておりません。

○2番（竹内善浩君） まだ、しっかりと孤食の状況は把握できていないとの御答弁なのですけれども、ひとり暮らしの高齢者の方、毎日の食事というのはやはり生きていく上でとても大切です。市民の方から入院や退院の前後で自由に歩けなくて買い物に行けない、食事の確保に困っているという相談を実は幾つか今まで受けてまいりました。自助としては自分の努力だと、互助としては友人などの助け、では、共助、公助という形で考えたときにどのようなものがあるのか。現実には地域包括支援センターなどの方たちが対応されて助けられた方という市民の方は多いと思いますし、また私の相談者の方もそのような形で助けられました。しかし、現実、いろいろな壁があって十分ではありません。別府市はどのようにこの問題、取り組まれていくのでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えさせていただきます。

今後とも、本年3月に策定いたしております別府市地域福祉計画、この基本理念であります「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち別府」、これに基づきまして地域におけるコミュニティの醸成や、また包括的な相談支援体制の強化など、安全・安心に暮らせる地域づくりを目指していく中で、さらには別府市第7期老人福祉計画及び介護保険事業計画による事業を着実に実施しながら、さまざまな問題の解決を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2番（竹内善浩君） 御答弁のとおりです。さまざまな課題の解決を図ってください。その形をまた市民の方にお見せできるように、この議場等で御報告願いたいと思います。

別府市の高齢者の笑顔を見て、その笑顔を見て子どもたちがこの別府に、そして自分たちの将来に希望を抱く、私はそう思っています。子どもたちの希望を摘み取らないように、私たち大人が全力で取り組んでいく必要があると思います。この点も何度も言いますが、強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

やはり子どもの問題なのですが、子どもの虐待、ネグレクト、育児放棄というのですかね、そのことについての情報は、別府市にどのように入ってきていますか。

○子育て支援課参事（前田美由紀君） お答えいたします。

市への情報は、保育所、学校、民生委員さんや主任児童委員さん、医療機関などの関係機関、近隣住民や親族などから、季節外れの服を着ている、体や服が極端に汚れたまま、不潔でにおう、不自然な傷やあざがある、激しい子どもの泣き声や大人の怒鳴り声があるといった児童虐待通告・相談として入っております。

○2番（竹内善浩君） 実際の生々しいというか、やはりその担当の方で現場にいらっしゃる方の表現、言葉だと思えます。実際にそのような児童虐待通告あるいは相談、情報が入ってきたときの対応について教えてください。

○子育て支援課参事（前田美由紀君） お答えいたします。

通告や相談の中には、児童虐待による子どもの命にかかわる問題が含まれているため、



迅速な初期対応が重要となります。

そこで、通告や相談が入った際は、速やかに受理会議を開き、緊急度や重症度、安全確認の必要性などを判断しております。緊急度や重症度が高い場合は、児童相談所に直ちに送致し、児童相談所において一時保護などの検討を行っております。また、リスクが低い場合は、市が子育ての支援を行っております。そのほか、子どもの安全確認を48時間以内で行っております。

- 2番（竹内善浩君） 一時保護等の一時保護預かり課などがあります。議会でも言いましたけれども、私も子どものころに一時保護預かりということで数カ月過ごした経験があります。とても優しい大人の人、そういう印象を持っています。

では、質問に戻りますが、子どもの安全確認を48時間以内に行っているという、そういう状況で、今、別府市での対応ですね、子ども支援係と今聞いておりますが、職員の体制や専門職種の配置、そのようなものはどのようになっているのでしょうか。

- 子育て支援課参事（前田美由紀君） お答えいたします。

現在の職員体制は、職員4人、非常勤の子育て支援相談員3人の7人でございます。資格については、子育て支援相談員は幼稚園・小学校教諭、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有しております。また、平成28年の児童福祉法等の改正において要保護児童対策地域協議会の機能強化がうたわれ、調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や専門職員の配置が義務づけられております。そのため職員については、事務職員1名のほか3人は、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士の資格を有しております。

- 2番（竹内善浩君） 今聞くだけで有資格者が方7人ですかね、事務職入れて7人ということですか。平成29年度に対応した子育て支援相談件数、その対応について何か具体的なものを教えてください。

- 子育て支援課参事（前田美由紀君） お答えいたします。

平成29年度の相談件数は438件で、前年度から11%増加しております。その中で児童虐待相談件数は179件で、全体の41%を占めております。

相談対応については、家庭訪問などの方法により継続的にソーシャルワークを行う継続指導が326件、全体の74%を占めております。また、1回ないし数回の助言や情報提供を行う助言指導は99件、そのほか児童相談所送致、他機関あっせんとなっております。

- 2番（竹内善浩君） 個人的な感想ですが、スキルを持つての濃厚な仕事のように感じました。

愚問かもしれませんが、週末の対応、それはどのようになっているのでしょうか。

- 子育て支援課参事（前田美由紀君） お答えいたします。

週末の場合は、土曜日・日曜日の対応も含めまして48時間以内に子どもの安全確認を行っております。

- 2番（竹内善浩君） もう一度繰り返すようですが、スキルを持つての濃厚な、今のお答えでハードな仕事のように感じております。ヒアリングの際には大変かなと思ったのですが、子どもたち、お母さん、お父さんのために当然といたしますか、職務だということをおっしゃっていました。子育て相談員などの専門性の確保、職員の配置状況、私はもっとももっともと思うのですが、適切なかどうか、どのようにお考えでしょうか。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えいたします。

別府市では、若年者などの妊娠期から支援を必要とする妊婦、精神疾患や障害を抱える養育者、支援に拒否的な保護者など、問題も複雑多岐にわたり、関係機関との連携調整や対応に苦慮するケースがふえてきております。そのような中、子育て支援や虐待の相談、対応に当たる職員は多くの厳しいケースを担当し、精神的な重圧を抱えながら日々の業務に当たっております。そのため保護者に寄り添い、安全・安心な子育て支援をしていく



には、相談体制の強化やアセスメント能力、支援技術の向上に向けた研修など日々研さんを積みながら専門性の確保に取り組んでいるところであります。

したがって、職員の配置につきましても、今後関係課と必要に応じ協議しながら、状況に応じた体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

- 2番（竹内善浩君） 子どものためになる、子どものためになるまち、子育てを応援してくれるまち、みんなそんなまちに住みたいと思うのは当然だと思います。また、こんなチームが頑張っている、そういうまちにも住みたいと市民の方は感じたと思います。ぜひとも、これからも活動をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は地域生活支援ということで、視点を変えていきます。

別府市のホームページは使いにくい、思ったことを見つけにくいと市民の皆様から言われました。子どもたちからも、同じようなことを聞いております。市のホームページの役割について、最近の改良点について教えてください。

- 情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

行政情報のホームページは、パソコンやスマートフォンを利用する方に対して行政の情報を正しく迅速に提供することが役割であると考えています。

最近行った主な改善としては、災害情報の通知欄を、災害情報があるときは目立つように背景を赤色にし、画面表示の上部に配置する変更や分類全てを一覧表示し、情報を探することができる機能の追加や、掲載している情報の主管課から情報を探することができる機能の追加などを行っています。

- 2番（竹内善浩君） 少し前のといたしますか、以前のホームページと比べると個人的には格段によくなっているというふうに思います。努力をされているのだと思います。しかし、ここは議場ですので、少し貪欲に、もう少し上を目指して、市民の皆様から別府市の頑張っているところ、いっぱいお知らせいたしましょう。そのために私がちょっと見たところでは、全国見られないのですけれども、千葉市とか佐賀市のホームページ、これはいいなというふうに感じました。市民の皆様からよくある質問、その情報を探すことや簡単な選択肢で年齢・年代に合った情報が検索できる、またホームページの役割もその中に説明されているところもありました。技術的に詳しいのかどうかはちょっとわかりませんが、別府市のホームページの改善、これからの改善についてお答えください。

- 情報推進課長（浜崎真二君） お答えいたします。

行政情報のホームページの改善につきましては、利用者からの意見や他の市町村のホームページの機能について調査しながら改善点を上げ、定期的に課内で行っている会議の中で協議し、技術的に可能な範囲の中ではありますが、優先順位をつけて取り組んでいき、使いやすいホームページにしていきたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君） 情報推進課というか、どのようなお仕事か、私は余り理解していませんし、またしていなかったと思いますが、今回のこのホームページのことを聞いても、毎月ちゃんと会議をされて前向きに、そして確実に進んでいる、地道に成果を上げているのだという感じを受けております。これからも頑張ってください。

別府市の情報を手軽に手にすること、これはみんなが別府市政に興味と関心を持つこと、そのことがまた自分たちの生活をよくするものというふうに感じております。ホームページの改善、これからも続けてください。よろしく願いいたします。

続きまして、「健幸」とノルディックウォーキング関係ということで質問したいと思っております。

ノルディックウォークは、「健幸運動」の1つです。「健やかに幸せ」と書く別府市提唱の「健幸」、健康の「健」という字に「幸せ」ですね、「健幸」に必要なツールの1つ、ノルディックウォークがあると思います。今回の質問の中でノルディックウォーク、あるい

はノルディックウォーキング、出てくるかと思いますが、同意語ですので、特に差異はないというふうに示唆を受けておりますので、お聞き流してください。

さて、新規事業として別府市がノルディックウォーク体験会などを支援されるということですが、それについて教えてください。

○健康づくり推進課参事（樋田英彦君） お答えいたします。

健康寿命の延伸対策の1つとして、市民に対しましてノルディックウォークを推奨するため、体験会等の実施・支援や指導員の育成を行うことを目的に、今年度ノルディックポール30組の購入や新規7名の指導員研修会負担金の助成などを行う予定でございます。

ノルディックウォークは、足腰の負担軽減や歩行姿勢改善に効果があり、個人の体力に合わせた強度の歩行運動を選ぶことができ、一般的に効果的な血糖値及び血圧の改善、脳血管疾患のリスク軽減など健康維持や疾病予防が期待できると言われております。

○2番（竹内善浩君） 体験会を支援し、指導員を育成することが目的。健康維持や疾病予防による健康寿命の延命効果が狙いですね。ポールをそろえ、指導員をふやしていく計画ということですが、今年度始まって2カ月、どのように進んでいるのでしょうか。

○健康づくり推進課参事（樋田英彦君） お答えいたします。

指導員の派遣、ノルディックポールなどの準備も整いまして、各自治会や地域包括支援センターなどへの周知も行ってきた現在までで、6つのグループが主催する運動教室等にノルディックポールの貸し出しや指導員の派遣等を行うことになりました。また、ノルディックウォークの指導員の研修会についても、現在問い合わせをいただいているところでございます。

○2番（竹内善浩君） 続きまして、今後の取り組み、どのようにされるか教えてください。

○健康づくり推進課参事（樋田英彦君） 今年度につきましては、市民の皆様の健康寿命の延伸のため、地域で自主的かつ継続的に行っていただきますよう、まずはノルディックウォークの楽しみ方を知っていただくなどの広報を行うとともに、体験会などを通じ市民の皆さんに健康によいノルディックウォークの行い方や効果などを理解していただくなど、継続のための支援を行い、運動習慣のきっかけづくりから運動習慣への定着につなげ、さらに各種団体などと連携しながら人材の確保にも取り組んでいきたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） ノルディックウォークを実際されている方、それだけをしている方が少なく、ウォーキングの方、トレッキングの方、いろんな歩くような、ジョギングの方等いらっしゃると思います。体軸、体の軸ができるからということで併用される方が多いとお聞きしております。ぜひともこのノルディックウォーク推進支援事業、進めていただきたいと思います。

続きまして、同じ「健幸」ですが、理学療法士、専門職の活用ということで、私が理学療法士ですので、あえてこの議場で質問させていただきたいと思いますが、市民の健康寿命の延伸など、健康づくり推進課ではどのように理学療法士と連携、また活用といたしますか、御利用されているのでしょうか。お答えください。

○健康づくり推進課参事（樋田英彦君） お答えいたします。

現在のところ、当課の事業の中で理学療法士を活用、または連携をいたした事業等は行ってはおりませんが、先般、医療・介護・福祉などさまざまな連携が求められる中、他市の活用状況等の情報収集を行いつつ、今後、健康づくり推進課が取り組む事業の中で理学療法士をどのように活用できるのか、地域保健に関する課題解決に向け定期的に会議を行っております別府市医師会を初め各関係団体等と協議をしてみたいと思います。

○2番（竹内善浩君） 理学療法士という国家資格も十分な社会資源だと思います。十分にあるものは使っていく、これも1つの市政の形だと思いますので、今後も御検討願いたい

と思います。

最新の市町村別お達者年齢、健康寿命というのですか、別府市は男性が78.27歳、女性が83.50歳ということが出ております。健康寿命延伸に向けて健康づくり推進課としてのお考えといいますか、推進課としていかががされていくのでしょうか。

- 健康づくり推進課参事（樋田英彦君） 市民の健康寿命の延伸のため、市民一人一人が健康について理解を深め、主体的に取り組むことを支援するとともに、市民、関係団体及び別府市がそれぞれの役割を果たし、互いに協力しながら健康づくりのための活動を身近な地域で実践していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。
- 2番（竹内善浩君） ぜひとも進めていただき、一人一人の寿命が延びれば、その姿をまた子どもたちが見ます。これもまた子どもたちが未来に対しての夢を抱いて、この別府市ということにつながっていくと思いますので、しっかりとよろしくお願いします。

本日の最後の質問となりますが、ランチ機能という機能を持った地域包括支援センターについての御質問をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

全部ではない、一部というふうには今伺っています、地域包括支援センターにランチという機能を設置する、持たせるというふう聞いております。このランチについて教えてください。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。  
ランチとは、地域包括支援センターに設置します高齢者に関する相談窓口機能を持つ場を指しております。地域包括支援センターでは、高齢者にかかる総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなど、高齢者に関連した業務を多岐にわたって実施していますが、窓口機能を持つランチを圏域内に設置すると、地域住民がより身近な場所で相談ができるようになり、住民の利便性向上が期待できます。具体的には圏域内の既存の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが協定を結び、その居宅介護支援事業者に窓口機能であるランチを設置する形になります。ランチには相談員を配置し、相談の受け付けや自宅への訪問、電話等による実態把握、必要に応じケアマネジメント等の継続支援を実施し、住民からの相談を受け付けて、集約した上で地域包括支援センターにつなげていただくこととなります。
- 2番（竹内善浩君） それでは、今御説明のあったそのランチの設置状況、現状、それから、これからの方針をお答えください。
- 高齢者福祉課長（花田伸一君） お答えいたします。

ランチは、高齢者人口が6,000人を超えている圏域に設置を進めていく予定でございます。現状では昨年度1カ所、北部圏域に設置いたしました。高齢者人口が6,000人を超えている圏域は市内に4カ所ありますので、あと3圏域に設置を進めていくことを考えております。今後とも地域包括支援センターの現状把握に努め、地域包括支援センターの機能強化を図っていききたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君） このランチ機能、実は以前から言われている基幹型という地域包括支援センターの形式もあるかと思います。いずれにせよ、この別府市として地域包括支援センター、今、業務が過大になって、かなりいろいろな量なり質なりが集中しているように、私は国の施策上そうってきているというふう感じております。

それでは、地域支援のバランスを崩してしまわないように、市民の住む地域への共助・公助が滞る、この支援センターが十分機能しない、私はそのように感じております。

ランチ、始めたばかりの試みだと思いますが、他事業と同様に市民はもとより、現場で働く職員の声も今以上に聞きながら進めていっていただきたいと、これもまた強く要望したいと思います。この項の質問は終わりたいと思います。

本日は、十分な聞き取り、準備をいたしました、若干の不手際がこの議場の質問の中



にあらわれてしまいました。次回よりしっかりと、この議場では自分の意見も市民の声も届くようにしていきたいと思えます。

本日は、これをもって私の質問、終わりたいと思えます。

○副議長（森 大輔君） 休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（黒木愛一郎君） 再開いたします。

○6番（三重忠昭君） 副議長を昨年まで、この間までさせていただいておりましたので、1年ぶりの質問になります。大変緊張をしております。

まず冒頭に、6月18日に発生をしました大阪北部地震でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りしたいと思います。また、被災された方々には一日も早い復興を願いながらお見舞いを申し上げたいと思えます。

残念なことに小学4年生の女の子が、学校のプールのブロック塀の下敷きになって亡くなってしまいました。今、各市においても学校施設、それから通学路の安全確保の調査等が行われております。別府市も早速別府市それから教育委員会でこの調査をもうしていただいているということで、また今後もしっかりと安全の確保に向けて取り組んでいってもらいたいと思えます。この件については、同じ市民クラブの森山議員のほうから、またこの後質問がありますので、私のほうからもよろしくお願ひいたします。

それでは、早速最初の質問に入らせていただきます。まず、働き方改革について。

今、行財政改革によって職員数が減ってきている一方で、市民ニーズも複雑多様化し、職員1人当たりの業務は増加をしております。そのような状況を背景に、ことしの1月に別府市役所の庁内の事務改善に向けた事務改善プロジェクトチームが立ち上げられたという新聞記事を読ませていただきました。まず、このプロジェクトチームの目的、それからメンバー構成などについて教えてください。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

近年、行財政改革によりまして職員数が減少していく一方、業務量につきましては、年々増加する傾向が続いております。このような状況において質の高い行政サービスを維持するためには、職員の事務の負担を軽減し、行政サービスに充てる時間を確保することが重要であります。

今回立ち上げましたプロジェクトチームは、事務負担の軽減を図るため、通常の業務の中で廃止をしたり簡素化したりできるものを洗い出し、集約された改善策を各課において実行していくことを目的として組織をされたものであります。

メンバーにつきましては、総務部長を本部長とする15名であります。内訳といたしましては、男性職員が9名、女性職員が6名であり、事務職、技術職、情報処理の専門職員など幅広い職種の職員により構成をしております。年齢構成につきましては、50代が2名、40代が3名、30代が8名、そして20代が2名となっております。

○6番（三重忠昭君） 職員1人当たりの業務量がふえて、今後質の高い行政サービスを維持するために事務負担の軽減を図るために、今回このプロジェクトチームが立ち上がったわけですが、これは大変すばらしい取り組みであるというふうに思っています。この間、まだ立ち上がったばかりですけれどもどのような協議が行われ、事務改善案を整理しているのか、聞かせてください。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えをいたします。

メンバーを3つのグループに分けて、それぞれのグループで事務改善案を調査研究し、庁内のネットワークツールを活用しまして意見交換を随時行い、必要な場面で全体会議を開催して改善案の集約を行ってまいりました。現在はまだ集約作業の途中であります。



ある程度整理のついた複数の改善案について7月の初めに各課へ提示する予定としております。また、今後整理ができたものについても、順次各課へおろして実行に移していきたいというふうに考えております。

○6番（三重忠昭君） それでは、このプロジェクトの目標、それから今後の方向性、展開がどうのになっているのかを聞かせてください。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

職員の事務負担を軽減し、行政サービスの向上に専念する環境をつくるのが、このプロジェクトの目標であり、そのためには業務の過程で省略しても影響がないものを積極的にスクラップしていかなければなりません。1年目は、廃止、簡素化に特化し、今後は年度ごとの目標やテーマの明確化などを行いながら作業を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（三重忠昭君） はい、わかりました。とにかく立ち上がったばかりで今からということでもあります。今後は職員の提案を取り入れて事業をスクラップアンドビルドしていきながら、業務の効率化につなげていくということですね。そして、行政サービスに充てる時間をしっかりと確保し、行政サービス向上に専念する環境をつくり出すということですね。質の高い行政サービスを維持していくためにも重要なことであると思いますので、しっかりと取り組んでいってほしいと思います。

ただ、ここで実際には業務をスクラップしていく決断は、現場の職員ではやっぱりなかなか難しいのではないかなというふうに私は感じています。やはりそこではスクラップの決断・実行は、本部長である部長であったり、それぞれの部署の課長であったり、管理職の方でなければなかなか難しいのではないかなというふうに思っていますので、そのところをしっかりとリーダーシップを発揮してやってもらいたい、そのことをお願いし、そして着実に成果を出していただきたいというふうに思っております。

それでは、次にハラスメント防止に向けた取り組みについてであります。先般、財務省の前事務次官のセクハラ問題が、連日大きく報道をされました。また、今世界的にもこのハラスメントへの問題意識が強まる中で、このハラスメントについて別府市ではどのような防止に向けた取り組みがされているのかを聞かせてください。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

本市のハラスメント防止策として、昨年度から全職員を対象にしたハラスメント研修を行っております。ただ、単年度で全職員の研修を行うことは難しいことから、年齢等で区分し年次計画にて実施する予定であります。昨年度の実績といたしましては、課長補佐級、係長級などの監督職を対象とし、102名の職員が研修を受講したところであります。先般、国が国家公務員の管理職への対応を強化するとの通知が出されたこともありますので、本市におきましても、改めて管理職に対する研修を行い、来年度以降は一般職の職員にまで対象を拡大し、啓発を強化していきたいというふうに考えております。

また、国の一連のハラスメント事案を受けまして、5月28日付で全職員に対して「職場におけるハラスメントの防止について」を通知し、ハラスメントの概念やなり得る言動、どういう処分がなされるかなどを周知徹底したところであります。

○6番（三重忠昭君） はい、わかりました。それでは、このハラスメントに対する相談、それから苦情の窓口が今どのようなになっているのか、また、相談を受け付けた後の対応の流れはどうなっているのかを聞かせてください。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えいたします。

ハラスメントに対する相談・苦情の窓口につきましては、平成25年度に制定された職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱に基づきまして、人事担当部署に設置をされております。相談や苦情を受け付けた場合は、担当職員が事実関係を確認するために、

被害者や加害者に対してヒアリングを行います。その結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、人事担当部署の仲介による和解調整や被害者のメンタルケアなどを行い、加害者に対しましては、指導上の注意や人事異動による配置転換などの措置を行います。ハラスメントの内容が懲戒処分に値する場合には、指針に基づきまして戒告、減給、停職などの処分が加害者に対して講じられることとなります。

○6番（三重忠昭君） ありがとうございます。今回、この質問をするに当たって市役所内のハラスメントに対する相談・苦情の今答弁がありましたけれども、その対応の流れについての組織図を見させていただきました。この相談・苦情の窓口が市役所内部にあるということですが、やはり同じ職場内の人には知られたくない、なかなか話しづらいということも考えられるのではないかなというふうにも感じているところがあります。場合によっては第三者機関等に相談できる、そういう体制も必要ではないかというふうにも考えていますが、その場合はどのような方法があるのかを聞かせてもらえますか。

○次長兼職員課長（末田信也君） お答えをいたします。

本市におきましては、平成25年度から専門のカウンセラーを配置した企業と委託契約を結んでおります。そのため、職員課へ相談しにくいというような場合には、直接この企業の相談員へ電話やメールを使って相談をすることができます。また、職員が希望すれば、直接カウンセラーと対面しての相談もできるような体制もとっているところであります。

○6番（三重忠昭君） はい、わかりました。日本では、このパワハラを規制する法律はないというふうにお聞きしています。また、セクハラやマタハラは——マタニティハラスメントですね——男女雇用機会均等法で事業主に防止措置をとることを義務づけていますが、行為そのものを禁止する規定ではないということです。実際労働局などが個別のセクハラ被害を認定することはできず、被害者にとって司法に訴えることも難しいため、多くは泣き寝入りを余儀なくされているのが実態であるというふうにも聞いております。

また、つい最近では国際機関でセクハラなど働く場での暴力やハラスメントをなくすための条約をつくる方針が決まったとの新聞報道もありました。それによって、日本でも働く全ての人を守られる仕組みやセクハラ行為自体を禁ずるような法律がつくられることも望まれています。今後は、国における推移をしっかりと私も注視して見ていきたいというふうに思いますが、いずれにいたしましても、残念ながら差別意識やハラスメントは、私たちの身の回りではまだまだ根強く残っているのが現状です。

あしたからは、たしか男女共同参画週間が始まるというふうに思っています。女性、男性全ての人々が安心して働ける環境づくり、市民への啓発も含めて今後もしっかりと取り組みを進めていってほしいというふうに思っております。

それで、次に学校教育現場におけるこのハラスメントの取り組みについて質問の項目を起こしておりましたが、先ほど2番議員の質問の中でも重なる部分もありましたし、事前の担当課からの説明から理解できましたので、今回は、この質問は省かせていただきます。

それでは、次に移らせていただきます。それでは、2番目の教職員の超勤・多忙化について、入ります。

教職員の長時間労働それから多忙化が、大きな今社会問題となっています。これまでの議会においても複数の議員がこの問題を取り上げてきました。いわゆる過労死ラインとされる時間外勤務が月に80時間を超える割合が、全国では中学校6割、小学校では3割、別府市における割合も、さきの議会で答弁がありましたので、ここではもう言いませんが、全国同様に非常に厳しい状況であります。県内でも現職の先生が亡くなり、公務災害、いわゆる過労死の認定を受けた事案も起き、ここ数年を見ても現職死亡が後を絶たない状況です。教職員の業務負担の軽減を図ることは、喫緊の課題でもあります。国や県もその対応に今動き始めております。また、別府市においても、先般、別府市立学校の業務改善計

画が出され、私も見させていただきました。今、その対策を進められています。

そこで、まず教職員が負担と感じている仕事、これをやっぱりしっかりと調査する必要があると思いますが、この教職員が負担と感じている仕事を調査し、軽減する必要があります。教育委員会としてどのように把握しているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

今年度、幼稚園・小中学校に行った聞き取り調査の結果では、教職員が負担と感じている仕事の上位は、調査・報告対応、会議・研修の出張、保護者対応、部活動などでございます。

○6番（三重忠昭君） 今の答弁は、実際に文科省、国においてした調査でも同じような結果が出されています。この調査の負担感が、調査そのものによって明らかになったのはちょっと皮肉でもあるのですけれども、現場からはこの負担軽減に向けた勤務実態調査ばかりで、実際自分たちはその負担が軽減されたことが感じられないといった声をよく現場から耳にします。また、別府市の調査だけでなく、全国の調査でも負担に感じるものとして、保護者や地域からの要望や苦情への対応などが非常に高い割合であるということに対して、そもそも学校の応援団として導入されたコミュニティスクールですね、これが今実際どういうふうになっているのかということも非常に気になるところであります。しっかりと機能しているところもあるというふうには聞いていますけれども、きょうは、もうそこまで話を広げませんが、いずれにしても報告の事務処理や会議などの出張が多いということです。例えば、別府市教育委員会が主催する会議や研修は、実際どのぐらいあるのかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えします。

市教育委員会主催の教職員が出席者に含まれる研修や会議は、平成29年度の実績で合計210回、約350時間になります。

○6番（三重忠昭君） 今の答弁は、あくまでも別府市教育委員会主催ということでありませぬ。これにあわせて国とか県、またそのほかの団体等の研修や会議を含めればさらに多くの回数と時間を費やしている、要しているのではないかというふうに考えます。

そこで次の項目、教職員・先生の本来の業務とは何かについての質問に入りますが、こういった多くの会議や事務処理があるわけですけれども、教員が本来すべき業務はどういったものか、教育委員会としてどのように考えているかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えします。

教員は、幼児・児童・生徒の保育・教育・養護をつかさどりますので、直接的な遊びや教科の指導、生徒指導及びそれらを実施するための準備を行うことと考えております。

○6番（三重忠昭君） やはり今言われた、例えば幼稚園であれば直接的な遊びであったり、小中学校であれば教科指導、授業ですね、それから生徒指導や授業の準備など、子どもに直接かかわる部分がやはり本来の業務であると私も感じています。しかし、実際は本来の業務とは関連の薄い業務がふえ続け、今子どもたちとかかわる時間が失われていっている現実があります。実際現場の先生に聞くと、子どもたちに直接かかわる調査であったり事務処理は、確かに仕事としては大変だけれども、そんなに負担は感じないのだと、しかし現場の主体性、それから現場や子どもの状況を見無視したと思われるような調査・報告を求められることが多い。あれをやれ、これをやれ、これをつくれ、これを出せと言われることが本当にふえてきて、もう実際ため息しか出ないのだといった話もよく聞きます。これは実際どんな職業でも同じだと私は思っています。一方的なやらされ感のあるものは、本当にだれでもきついというふうに思っています。これが本当に子どものためになるのかと思われるものが、「子どものため」といって次々に現場におりてきている状況であります。

ここで私がやっぱり心配するのが、このような状況が続いたら、子ども云々というより



も、とりあえず上から言われたことを淡々とこなしておけばいいわと、そういったような学校現場になってしまわないのかと、やっぱりそういうふうに関心になるわけです。皆さんのときはどうだったかわかりませんが、私がやはり子どものころは、放課後でも先生に勉強を教えてもらったりいろんな相談をさせてもらったり、昼休みでも先生と一緒にグラウンドに出てサッカーをやったりドッジやったり、いろんな遊びをやった記憶も鮮明に残っています。やはり教職員の多忙化や超勤問題は、結果的に子どもたちと向き合う時間にも、そして質にも影響が及ぶ。見方を変えれば、子どもたちにとってよいことではないと私は考えています。そういった本来の業務以外の業務の多さに今、現場の教職員が非常に苦しんでいるわけですがけれども、教育委員会はその現状を実際どのように捉え、対応していこうと考えているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

教員の中には授業以外のさまざまな仕事の増加、複雑化により精神的な負担を感じている職員がいるということをご認識いたしております。教育委員会といたしましては、教職員が子どもと向き合う時間が確保され、子どもへの指導が充実することが大切であると考えておりますので、業務量の削減、悩み相談対応の充実等に努めてまいりたいと思っております。

○6番（三重忠昭君） ぜひ頑張ってもらいたいと思いますね。その業務量の削減で昨年、平成29年には文部科学省の学校における働き方改革に関する緊急対策で、学校や教師、事務職員等の標準職務を明確にすることが示されています。また、これまで学校や教職員が担ってきた業務をしっかりと整理して仕分けをするようなことも示されております。

そこで、次の質問項目である事業の精査、仕分け、実際ビルド・ビルドでふえてきたこの教育施策をどうスクラップしていくのかについてお聞きしますが、具体的にどのような仕分けや削減をしていこうと考えているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

平成30年3月に策定いたしました別府市立学校業務改善計画では、達成目標の1つに市教育委員会主催の会議・研修の10%削減を掲げております。既に本年4月から幼稚園特別支援教育担当者会議の廃止、研究主任会、情報教育主任会の回数削減など、研修・会議時間の削減に着手をいたしております。10%削減できますと、時間ベースで35時間、回数ベースで20回の削減となります。このほかにも各種報告書や計画書の作成にかかる負担がふえていると聞いておりますので、その負担軽減のため学校要覧の簡素化、教育研究計画冊子の廃止、学力向上にかかる計画書の簡素化、図書館関係の報告回数の削減など既に実行しているところでございます。

○6番（三重忠昭君） 既に取り組みを進めているということですが、先ほど申し上げたけれども、まだまだやっぱりその実感、負担が軽減されたという実感が湧かないということが現場のほうからも聞こえてきます。実際この教職員の多忙化や超勤の問題は、ここ数年で始まった問題ではありません。業務の削減に向けて、今答弁にありましたが、現在も取り組みをしてくれていることは理解できますけれども、この業務のスクラップそのものが追いついていないのではないかというふうに思います。それ以上にビルド、新たな業務がふえている。これまで以上に業務の精査と削減に向けた取り組みを徹底しない限り、いつまでもたっても教職員は子どもたちとは別のところで仕事に終われっ放しになるのではないかというふうに思っています。

実際に、これから新しい学習指導要領で、外国語などの授業のこま数もふえてきます。これは実際段階的には2年間でしたか、経過措置がありましたけれども、別府市は最初から最終的な35こまですかね、35こまをふやすというふうに聞いています。それに対応する教職員の数、こういったものの確実な見通しも今はわかりませんが、また土曜日授業な



ども始まっています。さまざまな教育施策がふえていっている状況です。多忙化や超勤問題に歯どめがかかっている現状なのです。

以前、サラリーマン川柳で昨今のサラリーマンの働き方を端的にあらわしている川柳がありました。それは、「無理させて 無理をするなど 無理を言う」。まさに現在の別府市の教職員の現状もこうではないかと思っています。むしろ、「無理させて 無理するなど 言い 無理させる」。何かちょっと気になるところがあるのです。

いずれにしても、最後の質問に移りますけれども、この現状を改善していくためには、やはり先ほどの別府市役所庁内における業務改善プロジェクトチームのような協議の場をしっかりとつくって、この業務改善計画を実効性ある取り組みとして確保し、実効性ある負担軽減、業務改善に結びつけていく取り組みが必要であると考えていますが、教育委員会としては今後どのように取り組んでいくのか具体的に教えてください。

○教育参事（稲尾 隆君） お答えいたします。

今、議員より、スクラップよりビルドが多いのではないかという指摘がありました。やはり業務改善計画を実効性のあるものにしていくためには、学校現場で困っていることを具体的に焦点化して把握した上で、そして効果的な施策を講じていかなければならないというふうに思っております。また、業務改善は、やはり現場みずからが主体性を持って、そしてまた自発性を持って取り組まないと、なかなか改善というものは進まないと考えておりますので、管理職、それからさまざまな職種・立場の教職員の代表に意見を聞く機会を設ける予定にしております。具体的には8月を目途にそういった協議の場を開催して、またそれ以後も継続的に話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

○6番（三重忠昭君） ぜひ、よろしく願います。本当にこの問題は全国的な問題となっておりますので、今、学校のあり方そのものを見直す転機にもなっておりますので、やはり学校の先生たちがしっかりと子どもたちと向き合う時間を確保する、そういったよりよい教育環境に向けて取り組みを進めていってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、幼児教育についてですけれども、日本では小さいときから保育園や幼稚園に通っているのが当たり前となっておりますけれども、今、世界の中でも幼児教育の重要性が見直されているといったことをよく耳にします。そのような中で幼児教育においても10年ぶりとなりますか、本年平成30年4月から新しい幼稚園教育要領が施行され、県では教育委員会の中に、教育委員会義務教育課に幼児教育班が新設をされました。幼児教育の振興、それから充実に向けた取り組みが今進められています。

そこで、市として国や県のこういった幼児教育の動向についてどのように捉えているのかをお聞かせください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

新幼稚園教育要領では、幼稚園は、学校教育の始まりとして小学校以降の教育とのつながりが重視されております。県の幼児教育推進班では、モデル地域に幼児教育スーパーバイザーを派遣するなどして、幼児教育の質の向上と教員の資質向上につなげる取り組みを推進しております。国や県において幼児教育が一層重視される中、本市におきましても、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして充実に向けていく必要があると考えております。

○6番（三重忠昭君） 大分県の幼児教育推進班が、モデル地域に幼児教育スーパーバイザーですか、スーパーバイザーを派遣する取り組みを始めたということで、ことしは別府市がこのたしかモデル地域になっているというふうに聞いています。また、このスーパーバイザーも以前別府市に勤められていた幼稚園の先生、OGの方が選ばれているというふうに聞いております。それを聞くと、やはり別府市の幼児教育が県内においてもそれなりに重

要視されているのかなというふうに考えております。

今答弁もありましたけれども、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う場としてということで、先ほども、今世界でこの幼児教育が見直されているというふうに言いましたけれども、実際フランスでも幼稚園を明確に学校と位置づけて、生まれた家庭の差が教育の差となり、格差が再生産されないようにしっかりと公教育の力を使ってこの溝を埋めていこうという取り組みも進められているというふうにお聞きしました。また、アメリカでも、学校に入る前の幼児教育は将来に大きく影響するといった議論が、大変今注目をされており、その中で根気強さ、それから注意深さ、意欲といったこれらを「非認知能力」というふうに言われているらしいのですけれども、簡単に言えば人が生きていく上で必要な力ということらしいです。それが今、幼児教育の世界的なトレンドになっているというふうな話も聞きました。しかし、実際こういったことはもう既に別府市の公立幼稚園においても、以前から既にもう取り組みが進められているわけで、やはり日本、この別府もそうですけれども、進んでいるのではないかなというふうに思っています。そういったことから、今後もこの幼児教育の一層の充実に向けて努めていかなければならないというふうに思っています。

そこで、次の質問に入るわけですが、この幼児教育の一層の振興・充実のために、その指針として県が幼児教育振興プログラムというのを出していますが、このプログラムについてどう捉えているのか、市としてこういうプログラムもあれば、どう考えているのかをお伺いさせていただきます。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

県の幼児教育振興プログラムは、平成28年3月に改定されました。改定されたプログラムは、充実した幼児教育の提供、保育者の専門性・指導力の向上など5つの基本方針を掲げ、豊かな教育の機会の保障を目指しているものと捉えております。

別府市におきましても、教育・保育の充実、教職員の資質向上、家庭や地域社会との連携の推進を重点に置いた幼児教育振興プログラムを、平成21年に策定しております。現行プログラム策定後10年が経過し、今年度から新しい教育要領が施行されたことを踏まえ、さらなる幼児教育の振興・充実に向け来年度プログラムの改定を検討したいと考えているところでございます。

○6番（三重忠昭君） 来年度プログラムを改定するという、改定を検討したいということですが、しっかりとプログラムを立てて、さらなる充実に向けて取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは、次の質問項目、公立幼稚園の現状について質問をさせていただきますが、今言われた県のプログラムにあわせ、その中には重点事項として幼稚園など施設における教員及び保育士の資質及び専門性の向上に向け採用・処遇の改善に努めるよう明記をされています。公立幼稚園において、これから幼児教育をさらに充実させるためには、職員の確保と人材育成がさらに重要になると考えています。しかし、現状ではこの正規職員が1人しか配置をされていない園が複数あります。現在の職員構成を聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

公立幼稚園14園のうち、正規職員が1人配置の園は13園です。もう1園は2人配置になっております。臨時講師は14園で25名でございます。

○6番（三重忠昭君） それでは、その正規の教員と臨時講師とでは仕事の内容に差があるのかを聞かせてください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

臨時講師は、学級担任または特別支援教育の専任講師をしておりますので、子どもの指導については、職務内容に差はございません。

○6番（三重忠昭君） 私は、やはりこの現状は問題があると考えています。臨時職員だから子どもの指導力などに問題があると言っているのではありません。正規が1人しかいないことによって、やはり責任ある立場から正規の方が園内外のさまざまな仕事を一人で担わなければならない。それは先ほどの教職員の多忙化の問題等も同様ですが、やはり子どもたちとのかかわり、それから安心・安全に不安を抱えながらの幼稚園運営を強いられているのではないかなというふうに、実際はそういう声を聞くのですけれども、そういう状況にならないかなというふうに思っています。さらには、これからますます重要になっているこの幼児教育の現場における人材育成の面、それから人材確保の面、先ほどのプログラムの中で重点事項に示されている内容とはちょっと逆行しているのではないかなというふうに私は考えるわけです。実際に職員の定員適正化計画による職員数の課題もありますけれども、それでもやはり今幼稚園現場で抱えている課題の解決、そしてこれからの幼児教育の充実を考えたときに、定期的に職員を採用するのは難しいかもしれませんが、本当はそうあってほしいのですけれども、せめてやはり退職者があったときには補充をしていかないと、現状維持すらままならない状況が出てくると私は感じています。

そこで、次の質問項目に入りますけれども、国や県の幼児教育推進の動き、これは市としても今この場でやりとりの中でもしっかりと認識をしている、重要性を認識している、そして別府市の教育大綱の中にもこのことは示されておりますね。そしてその幼児教育の振興・充実を図っていくためには、やはり子どもたちと最前線で向き合う正規教員の確保が何よりも重要であるというふうに、それこそが基盤であるというふうに私は考えていますが、どのように考えていますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

現在の公立幼稚園の運営につきましては、子どもの実態あるいは地域の実態、あるいは職員の年齢構成並びに正規教職員の数に応じて幼稚園の運営に支障がないように工夫しながら対応しているところでございます。

議員さん御指摘の雇用や育成につきましても、幼児教育の振興プログラム、あるいは別府市の子育て支援事業計画並びに第2次の別府市の定員適正化計画等々を踏まえながら、市長部局と十分連携しながら対応しなければならないというふうに思っているところでございます。

○6番（三重忠昭君） 正直、この工夫といえますか、工夫ももう限界というか、実際もう現場サイドが正規も臨時も含めて地域の子どもたちのために、また別府市のこの幼児教育、公教育のために全力で取り組んでいます。預かりの対応にしても支援員の確保がままならない状況の中で、現場の先生方がいろんなところに声をかけたり電話をかけて探している状況もあります。本来なら休みでもある土曜日にも、出て対応にも当たっています。やはり先ほどから言うように、国や県のこの幼児教育の振興・充実に向け取り組みを進めている中で、別府市もしっかりとこの現実に向き合って取り組んでいかなければならないと私は思っています。そのためにも人材育成、地域との連携、安心・安全な幼稚園運営を考えたときに、やはり正規教員の確保があってこそその基盤ができると考えています。

教育長も御存じと思いますが、今、第2次ベビーブーム世代の大量退職などを背景に九州各地でも教員不足が深刻な問題となっています。福岡などでは、関東などで採用試験を開催して人材の確保をしている現状があります。幸い、今別府市の幼稚園現場では、預かりは別として年度初めに人が足りないというところには至ってはおりませんが、それでも、それは結局臨時の方が正規職員とほとんど同じ仕事をしながらも、処遇面や雇用も不安定の中で頑張っている現状があります。しかし、頑張っているにもかかわらず採用がないために結果的にはこの幼稚園の採用がある他の市に行って教員になっている人もいます。実際にいます。せっかく現場の中で教員としての人材を育てても、別府市外に流出してしまっているの



すね。これはもう、まさに別府市にとって人材の損失であります。ましてやこういうことが行政にとって都合のよい、言い方はよくないかもしれませんが、使い勝手のよい人の使い方を人を育てる教育現場で私はやってはいけない、そのように思っています。

そして、ぜひ市長にも聞いていただきたいと思います。今、民間企業でもやっぱり少子高齢化の進展で人材の奪い合いというか、人材の確保が始まっています。別府市も先般、不足する技術職の採用に向けた採用試験の内容を見直して、人材確保に努めていますね。これはやはり教育現場でも同じなのです。確かに子どもの数が減っている中で、先生の数をふやすことにためらいがあるかもしれませんが。厳しい財政状況などさまざまな観点から、市長として市全体の責任者、トップとしてそう簡単に結論を出せないことは理解はしています。しかし、何度も言いますが、国や県の幼児教育の振興・充実に向けた取り組みを踏まえ、別府市も既に今少人数学級を実施しておりますが、例えば幼児教育ではもう一步踏み込んだ少人数教育の実施や、また自校方式の給食などを別府の特徴として県内外にアピールして、それを移住政策の1つとして考えることも、1つの方法ではと考えています。これはまさしく市長の言われる「今あるものをしっかりと磨いていく」、この言葉にも通じるものではないかなと思っています。

また、今の予定では幼児教育の無償化が来年から始まります。その場合、やはり別府市でも待機児童がたくさん出てくることも考えられます。これはもう実際ほかの市では、この対策について動き出しています。そのとき、やはり子どもたちが行き場をなくしてしまわないように、しっかりと公的機関がきちんと責任を持って対応していかなければならないというふうにも考えています。そこにはやはり、それぞれの地域に根づいているこの公立幼稚園も重要な拠点になると思います。

いずれにしても、教育は観光などの分野と違ってすぐ目に見える結果が出るものでもないし、ましてや行政でよく使う言葉「費用対効果」ありきで教育を捉えてもいけないとも考えています。それは市長も現役の子育て世代として、親と子どもの関係に置きかえたら、それは想像できるのではないかなというふうに思っています。市長が以前から、「別府市民、そして職員にとって自分はお父さんなのだ」と、そう言われていたのを記憶しています。子どもたちへの教育の投資は、別府市の未来への投資でもあります。そして、さらに言うならば、その別府市の未来を担う子どもたちの教育に携わっている方々も、今の別府市を支えている人たちなのです。ぜひ教育委員会は真剣に協議をしていただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。そのことを伝えて、この項は終わります。

次の預かりについてですが、これは預かりを実施する当初の議論から私も制度や支援員の確保など、いろいろな課題や問題点を指摘しました。また、これまでも他の議員からも同様の指摘がありましたので、きょうは、これについてはもう質問をしません。今年度、皆さん御存じのように南立石小の児童クラブや鶴見幼稚園での学外での園児の受け入れを初め、幼稚園における預かりの問題がさまざま出ております。また当初の予定の数でありました6園、これに達していない状況もあります。やはりそれによって保護者や子どもたちに影響が出ていますので、支援員の確保など厳しい課題がありますが、しっかりと課題を洗い出して改善に向けて取り組んでいてもらいたい。私も、できることをしっかりと努力していきたいというふうに思っておりますので、そのことを伝えて、この項は終わります。

それでは、最後の質問に移ります。最後に、観光・宿泊施設・市内のバリアフリー対応設備についてお聞きします。

観光・宿泊施設・市内のバリアフリーの対応設備の状況と、それから施設情報の調査方法についてでありますけれども、これは先般、大分で2019年のラグビーワールドカップ



の試合会場になる大分市の大銀ドーム、それからシャトルバスの発着地となるJR大分駅周辺でバリアフリーの調査をされたとの新聞報道を読みました。別府市もこのラグビーワールドカップのキャンプ地に選ばれて、これから多くの観光客が来られることが予想されますし、そもそもこのワールドカップ開催以前に、やはり別府市は観光都市として来られるお客さん、それから観光客の方々ですね、そしてその中にやはり障がいのある方々への配慮、「ともに生きる条例」の観点からもこのバリアフリーの対応が重要になってくると考えています。

そこで、今回は障がいのある観光客の方々に絞った質問をしますが、現在、バリアフリー設備についての現況、調査がどのようになっているのかを聞かせてください。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

別府市内の宿泊施設の客室のバリアフリー化を推進するため、平成28年度から平成30年度の3カ年間、宿泊施設バリアフリールーム改修事業補助金制度を設けております。これは客室のバリアフリー化を推進するための改修工事に対して補助対象経費の2分の1を乗じて得た額とし、400万円を上限として補助する制度であります。これまでこの事業の実績は、制度利用が2件であります。なお、相談件数は9件であります。

また、施設情報の調査といたしましては、別府市総合戦略に基づく事業として大分県のホームページ上にあります「大分バリアフリーマップ」に掲載している市内の施設のバリアフリー情報を更新する事業を行っております。このマップに掲載する施設の調査については、平成26年度の一斉調査ではシルバー人材センターに委託を行い、468カ所の施設登録を行っております。次回の一斉調査、次年度2019年度を予定しておりますが、登録施設600カ所を目標に実施する予定であります。このマップに掲載する施設の情報については、県下で統一された調査票に従い、設備を中心におおむね50項目の情報を調査しております。また、入り口及びトイレ等に関しては、写真の画像も掲載しております。

○6番（三重忠昭君） ありがとうございます。宿泊施設バリアフリールーム改修事業、これについては実施開始から3年で、制度を利用した件数が2件ということですね。確かにバリアフリー対応設備をつくるとなると、補助はあれ、それなりの手出しの資金も必要となりますし、営業の関係等でそういったことも考慮しなければならない。なかなか制度はあれど、それを利用するところまで至っていないのかなというふうに思っています。

また、マップの作成についても、これはもう大変な作業とは思いますが、民間施設などの協力も得ながら協力の輪を広げていただきたいと思います。

それでは、次に、そのバリアフリーに対応した観光や宿泊施設に関する情報提供がどのようになっているのかをお聞きします。というのも、私の知人で県外に住まれている障がいのある方、この方は車椅子なのですけれども、その方のグループにもやはり車椅子に乗られている方が非常にたくさんおられるわけで、今となってはよく別府市に遊びに来てくれています。ただ、当初、別府に来る際に自分たちが利用できる、利用しやすい宿泊先やトイレなどをなかなかインターネットで検索してもわからなかったと。先ほどもちょっと指摘がありましたけれども、このバリアフリーマップも同様に別府市のホームページを見ても、どこから入っていかさっぱりわからなかった、行き着かなかったと。私も実際やってみたのですけれども、正直やっぱり行き着かなかったですね。最終的にはいろいろやって行き着いたのですけれども、やっぱりこのままではいけないなというふうに率直に思っています。現状はどうなっているのか、また今後の対応ができれば、ぜひお願いをしたいのですが、そのことを答弁ください。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

観光課といたしましては、NPO法人自立支援センターおおいたが運営いたしております別府・大分バリアフリーツアーセンターを御案内いたしておりますが、現在のところ別

府市の観光ホームページから別府・大分バリアフリーツアーセンターの観光情報サイト及び大分バリアフリーマップにリンクが張られておりませんので、今後対応するようにしたいと思います。

- 6番（三重忠昭君） それはもうぜひ、すぐにでもよろしくお願いします。車椅子の方々、障がいのある方々が、そういった情報がすぐにわかると大変助かるのではと思います。

さらにお聞きしたところによると、この宿泊施設やトイレなどは、やはり全国展開をされているビジネスホテルであったり大型店舗ですね、例えばすぐ近くにある大きなドラッグストアのトイレとか、やっぱりそういったところはバリアフリー設備が行き届いているという、使いやすいのだという話を聞きました。ビジネスホテルも別府には全国展開されているホテルは少ない、ないと言っていいのかな、実際なかなかやっぱり泊まれない。泊まっても泊まりにくいといった話をされていました。せめて泊まなくても、この市内を観光する際にそういった大型の商業施設などを利用できる、利用しやすいトイレなどもマップの中にわかりやすく、そして利用イメージが湧きやすい写真などを掲載すると、さらにいいのではないかなというふうに言われておりました。先ほどの答弁では、今後マップをつくりかえる、来年マップをつくりかえるというふうに言われておりましたので、今回はシルバー人材センターに委託されたとのことでしたけれども、NPOの方々の協力ももらいながら、よりよいマップ作成に努めていただけたらと思います。

さきの大分市の調査では、確認した道路の幅、それから傾斜、段差など数十項目と現場の写真タブレット端末の地図上に入力し、地図情報サイト「ジャパンウォークガイド」に反映し、スマートフォンで確認できるようにするとのことでした。私はちょっとよくわからないのですが、情報発信については、きのう、3番議員のほうからも、「市長はすごい能力がある」というふうに言われておりましたので、ぜひ障がいのある方々が来たときに安心して観光ができるそういった情報提供をしっかりとつくってもらいたい。これは要望としてお伝えをしておきます。

それと、最後に、今回引き上げが予定されている入湯税の超過課税分についてですが、先ほどの障害福祉課からの答弁の中で、宿泊施設のバリアフリールーム改修事業については、なかなかこの補助制度が利用されていないという現状がわかりました。とはいえ、やはりこの障がいのある方々の観光客が安心して別府を訪れ宿泊しやすくするための取り組みを進めていかなければならない、足をとめてはいけないというふうに考えています。

この超過課税分については、新たな組織の中でこれから議論が進められるとのことでもありますけれども、ビッグイベントを控えて、すぐにでもやらなければならないこともあると思います。ただ、今後は例えば一定の期間を設定して、この間はバリアフリー設備の整備に集中して、この超過課税分が入ってきたお金を集中的に使っていく。財源は限られていますから、あれもこれもと中途半端に振り分けるのではなくて、そういう期間を設けて集中的にやるような、そういうことも考えていく必要があると思いますが、どのように考えていますか。

- 観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

観光客の安全・安心の確保に配慮した観光への対応策につきましては、別府のみらい検討会議におきまして、入湯税の超過課税分の用途の基本的な柱として協議されております。今後、入湯税引き上げ部分の用途を検討する新たな組織においてバリアフリー観光等について具体的な内容を十分協議していただき、取り組んでまいりたいと考えております。

- 6番（三重忠昭君） よろしくお願いします。お金の有効的な使い方ですね、しっかりと検討しながら、障がいがある人もない人も安心して暮らせるまち、そして、訪れるまちとなるよう、今後も取り組んでいってほしいと思います。

最後になりますけれども、本当に市長それから教育長、先ほど言った幼稚園の件、しっ

かりと前向きに真剣に協議をしていてもらいたいと思います。注目しています。そのことを伝えて、私の質問を終わります。

- 8番（森山義治君） 早速質問に入らせていただきますが、6番議員がおっしゃいましたように、6月18日早朝、大阪府北部を震源地とした震度6弱の地震によりまして、通学路においてブロック塀の下敷きになった小学校4年生の女児を初め、亡くなられました方々に心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、質問に入ってまいりますが、まず4項の社会福祉施設のスプリンクラーにつきましては理解いたしましたので、割愛をさせていただきます。

まずは子どもの通学路についてでございますが、新潟市の女児殺害事件を受けての対応についてお尋ねをいたします。

御存じのように2018年5月7日、新潟市に住む小学校2年生の女児が、下校中に連れ去られ殺害された上に線路に遺棄されるという痛ましい事件が発生をいたしました。調べてみますと、このような登下校中などに小学生が犠牲になった主な事件として、2017年3月には千葉県松戸市のベトナム国籍で小学校3年生の女児が殺害される事件や、2014年9月には神戸市で小学1年生の女児が殺害される事件などが発生をしております。このような誘拐殺人事件は、人通りの少ない通学路の登下校中に発生をしているようですが、犯人逮捕に向けてどの事件も防犯カメラや、特に自家用車などのドライブレコーダーの映像提供は、犯人特定につながっているようであります。大分県内におきましても、ことしに入り4月末までの4カ月間に不審者からの声かけ事案が既に102件発生をしているようであります。

そこで、大分市は、新潟市の女児殺害事件を受けての対応として、大分市内の中学校・小学校、5月23日に通学路の安全点検を県警や地域ボランティアなどと一緒にあって、茂みなど不審者が潜む可能性のある場所を調査し、この通学路の点検を8月末までに順次実施するようであります。

別府市の教育委員会では、この事件を受けてどのような対応をしたのでしょうか、お尋ねいたします。

- 学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

当該事件後、5月14日の教頭会議、次いで6月5日の校長会議におきまして、子どもたちが不審者に出会ったときには即座に警察・保護者・学校に知らせること、緊急の際には子ども連絡所等に逃げ込み、近くの大人に知らせることなどの対応の仕方を子どもたちへ指導することで確認いたしました。また、5月18日開催の小学校・交番セーフティネットワーク会議では、各交番所長と小学校長とで、子どもが不審者に出会った際の対応について確認し合ひまして、連携体制づくりを行ったところでございます。

- 8番（森山義治君） 課長が言われますように、不審者に出会ったときには即座に警察や保護者、また学校に知らせるなどの教育はもちろんでございますけれども、日ごろから緊急時や困ったときに立ち寄れる体制づくりや、子ども連絡所などの位置を確認しておくことも重要だと考えております。

そこで、次に防犯連絡所についてでございますが、およそ20年前より通学路における子ども連絡所のシールを玄関付近などに張りつける取り組みがありますが、学校の統廃合や小売店の閉店や新規開店などで現状にマッチしていない通学路がたくさんあるようであります。この件につきましては、2017年第3回定例市議会において、改善に向けて1度質問させていただきました。警察の管轄のようでございますけれども、その後どのように議論をされたのでしょうか。また、南立石地区におきましては、通学路において子どもたちがいつでも立ち寄れる取り組みとして、「困ったときはいつでもおいで」と書いた、こ



れですね、このようなのぼりとシールを新たに作りまして、それぞれの各家庭や、また商店などをお願いをして新規に取りつけているようですが、この取り組みの経緯や内容について教えてください。まずは学校教育課、続けて自治振興課にお尋ねをいたします。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

子ども連絡所のステッカーの改善につきましては、所管をしております別府警察署担当課に小学校・交番セーフティネットワーク会議の折にお伝えをしたところでございます。

○自治振興課長（山内弘美君） お答えいたします。

別府市では、以前から子ども連絡所を設置しておりましたが、議員御指摘のとおり 20 年の経過によりシールの劣化とあわせ、その機能も低下している現状がございました。そのような中、南立石地区では下校中の児童に対する声かけ事案等が発生しており、子どもの安全確保を地域全体の喫緊の課題として、本市が実施している「ひとまもり・まちまもり自治区形成事業」において 68 カ所の子ども連絡所を設置し、誰もがわかりやすいよう新たに独自ののぼり 30 本を作成、シールも一新するなど、地域が連携して機能強化に取り組んでいるところでございます。

○8 番（森山義治君） まずは今までの子ども連絡シール、警察署の管轄のようでございますけれども、A4 サイズぐらいに改善されますように期待をしたいと思いますし、新規に取り組んだ先ほどの「困ったときはいつでもおいで」と書いたのぼりやシールは、誰にでも見えやすく、学校と PTA、自治会などが連携したすばらしい取り組みだと思っております。特に幼稚園児や小学校低学年と保護者や先生などが通学路を一緒に歩いて、子ども連絡所やのぼりの位置確認、またはお店の方などと顔合わせなどをしていただければ、さらに効果があるのではないかと考えております。ぜひ位置確認を、ここで再度お願いをいたします。

次に、冒頭に申しましたように、特に通学路などで発生したさまざまな事件の犯人逮捕につながるためにも、北浜の地下道や南立石小学校近くにある通学路の地下道、また竹の内の元家畜市場の暗闇などに防犯カメラの設置も重要な施策だと考えますし、大阪府の地震を受けて、通学路におけるブロック塀の点検も重要であると考えます。

そこで、別府市において子どもたちの通学路に対して以前にもほかの議員さんが質問されておりましたが、現時点で防犯カメラの設置数は何カ所ぐらいあるのでしょうか。また、見通しの悪い危険な交差点や学校の統廃合を鑑みて防犯カメラの新規取り付けをお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

通学路における防犯カメラについては、現在別府市で設置している箇所はございません。

また、設置の支援についてでございますが、大分県警察本部が新たに街灯・防犯カメラを設置する自治会等に対し設置費用の 2 分の 1、上限 50 万円を補助する制度を設けているところです。

議員御指摘のとおり、防犯カメラの設置は犯罪の防止と犯人逮捕へ非常に効果的であると認識していますので、今後、別府警察署や別府市防犯協会連合会、さらには各課と連携し、効果的な防犯カメラの設置場所や設置主体などについて協議し、議論を深めてまいります。

○8 番（森山義治君） 課長答弁をお聞きしまして、通学路に対する防犯カメラの設置はゼロ、そしてまた今回の答弁でも先送りのように感じたわけでございますが、今後は補助制度を活用しながら、例えば「ひとまもり・まちまもり形成事業」で取り上げていただくなど、各関係課と連携して防犯カメラ設置に向けて議論を深めていただきたいと、お願いをする次第でございます。

そして、次に移ります。次にドライブレコーダーについてです。



先ほど申しましたように、新潟市の小学校2年の女兒が殺害された事件では、新潟県警は、遺体が遺棄された現場付近を走行した車を一台一台とめてドライブレコーダーの映像提供を呼びかけたことが犯人の特定につながったと、一部テレビや新聞で報道されておりました。

そこで、安全・安心に暮らせるまちづくりやさまざまな事故や事件の早期解決につなげるため、さらには平成29年度の公用車に対する損害賠償金を調べてみますと、10件で115万7,343円市長専決処分をされておりましたが、このような公用車による職員の交通事故の過失割合の判定に役立たせることも可能であります。ぜひとも管理している公用車に全車一度でなくてもよろしいので、数台ずつ予算化して「動く防犯カメラ」と言われておりますドライブレコーダーを取りつけていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○総務課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

現在、公用車は工事車両、消防車両、ごみ収集車等を除き約80台があり、総務課ではそのうち約50台を集中管理車として管理をしておりますが、ドライブレコーダーの設置は行われておりません。総務課といたしましても、ドライブレコーダーの設置の重要性は十分に認識をしております。ドライブレコーダーは、性能などによりさまざまな商品が発売されており、取り付け工賃、SDカードを含めて1台当たり2万円から3万円程度の経費を要しますことから、既存の車両につきましては計画的にドライブレコーダーを設置できないか、また新車を購入するに際してはドライブレコーダーを設置した状態で購入できないか、今後とも調査研究させていただきたいと考えております。

○8番（森山義治君） 課長答弁をお聞きいたしまして、新規に購入するときや、毎年度計画的に数台ずつ取り付けることも調査研究と答弁いただいたわけですが、積極的にとは私には感じ取れません。例えば、公用車の利用については緊急以外は予約制とし、ほかの部署との共同利用や稼働日数や稼働時間を調査して、また100万円ぐらいの公用車を1台減車することなど考えられますし、さらには5キロ圏以内は仕事の内容によっては公共交通の移動なども考えられるのではないのでしょうか。特に先ほども申しましたが、職員の交通事故での過失割合が鮮明になることで損害賠償の軽減につながることや、あってはなりませんけれども、市民が巻き添えとなるさまざまな事件や事故などの早期解決にも役立つことが考えられますので、ぜひ前向きに検討していただきますようお願いしまして、次に移ります。

次に、公共交通についてでございます。

まず、高齢運転者による交通事故件数と広域移動の公共交通ネットワークについてお尋ねいたします。

交通事故件数についてですが、御存じのように75歳以上の認知機能検査を強化した道路交通法が、2017年3月に改正をされて1年が経過をした中で、運転免許の自主返納者が増加しているにもかかわらず、いまだ高齢運転者による交通事故が後を絶たない状況のようであります。

そこで、2017年大分県内においては、65歳以上の高齢者による人身事故件数は927件で、2016年と比較しますと119件も減少しているようですが、別府市はどのような状況なのでしょう。高齢運転者による人身事故件数、また交通死亡事故件数をお尋ねいたします。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

市内の交通人身事故件数の推移ですが、平成28年622件、平成29年538件で、前年比マイナス84件であり、そのうち65歳以上運転による人身事故件数は、平成28年257件、平成29年200件であり、前年比で57件減少しています。

次に、市内の死亡事故件数であります。平成28年7件、平成29年4件発生しており、

そのうち65歳以上運転による件数は、平成28年2件、平成29年2件で、高齢者運転による死亡事故は、ここ2年間は2件で推移している状況でございます。

- 8番(森山義治君) 課長答弁のように交通事故件数の減少状況を鑑みますと、運転免許の自主返納が1つの要因ではないかと考えます。課題は、そのような運転免許を自主返納した方たちに、自治体と公共交通の事業者などは連携をして、市街地はもちろんでありますけれども、利便性のよい広域移動の移動手段を確保することでさらに交通事故減少につながっていくものと考えております。

そこで、バスやタクシーによる広域移動についてですが、先ほど申しましたが、高齢者になって運転免許を自主返納したくても、特に路線バス廃止後、ほかに移動手段がなければ運転を続けなければなりません。この問題も2017年第2回定例市議会において、生活交通確保維持改善計画の認定申請を策定して、国からの補助対象となるような乗り継ぎ運行を実施していくことで広域交通不便地域の移動手段を確保していただきたいとお尋ねをしました。その際の回答として、大分県中部圏地域公共交通網形成計画が2017年度中に策定されるということでありましたけれども、その後の進捗状況についてお尋ねします。また、そのほかに何か計画がございましたら、教えてください。

- 企画部長(本田明彦君) お答えします。

大分県では、平成30年の3月に別府、大分、由布の3市域を対象としました持続可能な公共交通網の構築を目的として、大分県中部圏地域公共交通網形成計画を策定いたしました。これはいわゆる網計画と呼ばれるものですが、本年度はこの網計画の具体的な実施計画となります。大分県中部圏地域公共交通再編実施計画を策定する予定となっております。大分県が設置する大分県地域公共交通活性化協議会には、別府市からは私も委員の一人として参加しておりますが、中部圏の再編実施計画につきましても、網計画と同様にこの会議の中で協議をして策定されることとなっております。網計画の中には、お尋ねの広域移動の計画の記載はありませんが、中部圏での広域的な取り組みとしましては、GPSを活用してスマートフォンやタブレットなどの情報端末でバスの接近情報、位置情報が確認できるバスロケーションシステムというものを、別府・大分両市のバス事業者が共同して年度内のシステム導入に向けて取り組みを進めているところです。

- 8番(森山義治君) 広域移動についての大分県中部圏地域公共交通網形成計画は2018年3月に策定をされたと、本年度は大分県中部圏地域公共交通再編実施計画が策定されるということで、一步一步進んでいると理解をいたしました。しかし、広域移動の計画がないのは非常に残念であります。また、バスロケーションシステムについては、長年の課題でありましたので、事業が進んでいますことに対し、私自身安心をしております。

また、大分県では運転免許証の返納を考えている高齢ドライバーを後押ししようと、県警が2018年6月1日から、家族でも手続を代行できる制度を開始しております。そうなりますと、さらに移動手段を持たない方がふえることが考えられますので、今後大分県の地域公共交通活性化協議会の中で、例えばですが、鳥越経由の大分医大行きなど広域移動についても提言していただきたいと思っております。

次に、自家用ライドシェアとジャスタビについてでございますが、2018年3月23日、第1回定例市議会において市民クラブより、ライドシェアに反対する意見書を上程、可決をされました。この自家用ライドシェアは、アメリカのウーバー・テクノロジーズ社やリフト社などが、知らない者同士のドライバーと利用者を結びつけるスマートフォンアプリを開発し、予約、決済を代行して2割程度のあっせん手数料を得る事業のようであります。この事業は、二種免許を持たないで、一般ドライバーが自家用車を使い運賃を得て乗客を輸送する事業でございますが、道路運送法を無視する、法律に抵触するおそれがあるようであります。このような事業者が2015年2月に福岡市で実証実験を行い、最終的には

中止に追い込まれたようでありませうけれども、これに類似した事業者が今後別府市にも及んでくる可能性が十分考えられるようでありませう。実際に2016年5月に京都府京丹後市で、自家用車を使って有料でお客様を送迎するライドシェアに類似する旅客運送サービス事業が既に開始をされております。さらには2016年4月にジャスタビ株式会社が設立され、観光客が借りたレンタカーへのドライバー紹介事業が、沖縄県を初め北海道や東京都において始まっているようでありませうし、既に運転者の登録が始まっているようでありませう。別府市においては、このライドシェアやジャスタビを認めるのではなく、ぜひ既存のタクシー事業者を優先していただきたいと考えておりますが、この事案につきまして、別府市としてはどのようにお考えでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○企画部長（本田明彦君） お答えします。

有償による自家用ライドシェアは、現行の道路運送法上では営業許可のない自家用車で配送サービスということで白タク行為に当たり、違法とされております。また、ジャスタビにつきましては、事業者からの紹介に対して経済産業省、それから国土交通省のほうから道路運送法の法解釈などの回答を示しているところです。本市といたしましては、引き続きこのような国の動向や今後の具体的な事業展開を注視してまいりたいというふうを考えております。

○8番（森山義治君） 違法であると認識しているようで、そのように理解をいたしました。ライドシェアにつきましては、国土交通省も運行管理において安全が担保されていないとの見解で、慎重のようでありませう。どちらにいたしましても、ライドシェアについては別府市地域公共交通活性化協議会に委ねられる事案と考えておりますので、事故時の補償や犯罪の多発などを考慮していただきまして、ぜひ慎重に対応していただきますようお願いをいたします。

また、ジャスタビにつきましては、道路運送法に抵触する恐れがあると国も認識しているようですので、今後の状況を注視していきたいと判断しまして、次に移ります。

次に、みんなのタクシーとひとまもり・おでかけ支援事業についてお尋ねします。

みんなのタクシー事業と、購入補助についてお尋ねします。2018年度第1回別府市地域公共交通活性化協議会が5月9日に市役所で開催されました内容について、地元の新聞に掲載をされておりましたが、事業開始後から今日までタクシー事業者からの意見や要望などはなかったのでしょうか。東山地区は高齢化の進展に伴い、今後車椅子利用者の方が考えられませうし、市街地に出たときの買い物量が多いことも事実のようでありませう。

そこで、長野県では乗降が容易で荷物スペースがふだんのセダン型タクシーより広く、さらに健常者や車椅子利用者の方にも対応できますユニバーサルデザインタクシーを提供するタクシー事業者に対して購入費の3分の1を補助しております。また、自治体が事業として取り組む——現在やっておりますけれども——デマンドタクシー導入の場合は、車両購入に対する国の補助金もあるようでありませう。

別府市もタクシー事業者に対する補助制度の確立、また持続可能であるみんなのタクシー事業にするためにも、国の補助金を活用しタクシー事業者に無償で貸し出す、こういう民営方式の導入も重要であるかと考えませうけれども、御見解をお尋ねいたします。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

まず、みんなのタクシー事業でございますが、事業開始後におきましても、一般社団法人別府市タクシー協会や運転手の方々と情報を交換しながら、改善できることは改善し、事業を進めています。

次に、国の補助金等の活用についてですが、本市は今年度別府市地域公共交通再編実施計画の策定を予定しております。計画の策定に当たっては、交通事業者等関係者と十分に協議等を行いながら進めてまいります。その中で事業者の要望等がございましたら、制度の



活用を検討したいと考えております。

- 8番（森山義治君）今年度に地域公共交通再編実施計画を策定のようでありますので、その会議の中で交通事業者としっかり検討していただきますようお願いをいたします。

次に、ひとまもり・おでかけ支援事業についてですが、御存じのように別府市内の70歳以上の高齢者に対して買い物や病院など移動手段の確保や社会参加を促進することを目的として、昨年10月より始めましたひとまもり・おでかけ支援事業のバス回数券の昨年度分の販売状況について、まずお尋ねをいたします。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君）お答えいたします。

70歳以上の市民を対象として昨年の10月より実証運行事業として販売を始めました、ひとまもり・おでかけ支援事業バス回数券乗車券につきましては、今年度につきましても引き続き販売をしております中で、昨年度分の販売実績につきましては、購入者数で4,708人の方々に御購入していただき、1人6冊を上限とした販売冊数としては、お一人平均4.4冊で計2万605冊を販売し、販売金額は2,605万円となっております。額面の半額で購入できるとして大変御好評をいただいていると認識しております。

- 8番（森山義治君）6カ月間で購入者数が4,708人ということでございますけれども、別府市の70歳以上の高齢者数およそ3万人に比較いたしますと少ないように思いますし、まだこの事業を知らなかった方が多かったのではないかと察します。

そこで、実際の利用状況はどのように把握しておりますでしょうか。お尋ねいたします。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君）お答えいたします。

3月末現在の利用状況につきましては、御協力をいただいております亀の井バス様と大分交通様の2社からの報告によりますと、額面ベースで62%に当たる2,638万860円の乗車券が利用されている状況でございます。

なお、昨年の販売分の回数券は、今年度販売分を含めまして来年の3月末まで御利用いただけます。

- 8番（森山義治君）私も地元の高齢者の方にこの事業についてお話をお聞きしますと、買い物に出かける機会がふえた、また、初めてバスを利用したのですが、バスの中でお友だちに久しぶりに会えてうれしかったなどのよいお話や、反面、乗り継ぎの不便を改善してほしいなどの意見をお聞きしております。

そこで、一定の効果はあらわれていると考えておりますけれども、今年度引き続き販売をしております。その販売状況をお尋ねします。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君）お答えいたします。

5月末現在で1,461人の方より御購入をいただいております、5,877冊、587万7,000円の販売実績となっております。

なお、5月19日に朝日・大平山公民館、5月20日に太陽の家、また5月21日に南部出張所で現地出張販売をさせていただきましたが、多くの市民からの要望もありましたため、6月1日より3カ所の各出張所での販売を開始しております。本年9月28日までの販売を行い、回数券を御利用いただける期間は、昨年販売分も含めまして来年の3月末までとさせていただきますので、多くの高齢者の方々に利用いただき、また使い残のないように、今後ともPRに努めてまいりたいと考えております。

- 8番（森山義治君）各地区へのお出張販売やら、各出張所での販売をしていただいたことで、利用者は大変助かったと察しますけれども、昨年度からの販売時に回数券利用者へのアンケート、また回数券を購入しなかった方にもアンケートをとっておりますが、この内容を分析した上で今後の方向性を検討すると言っておりますけれども、そのアンケート結果について教えてください。

- 高齢者福祉課長（花田伸一君）お答えいたします。



アンケートにつきましては、昨年の12月末現在の購入者のうち約1,000件の回収を目指しまして、1,676人を各地区の購入者の人数を勘案して無作為抽出し、郵送により御依頼いたしました。その結果、1,199人の方々より御回答をいただき、71.5%の回収率でありました。また、未購入者の方々へは、別府市老人クラブ連合会の御協力をいただきまして、各自治会へ御依頼の上、809人の方々に配布させていただいた結果、608人より御回答をいただき、75.2%の回収率でありました。

現在、分析作業を行っているところでございますが、概要といたしましては、購入者の居住地区で見ますと、鶴見地区が12.3%と最も多く、次いで朝日地区が9.8%、南立石地区及び亀川地区が8.8%などとなっており、最も少ないのは東山地区の0.3%でありました。これを年齢別に見ますと、75歳から79歳の方々が最も多く30.6%、次いで70歳から74歳の方が28.6%、80歳から84歳の方が26.9%、85歳から89歳の方が11.2%、90歳以上の方が2.7%となっております。

- 8番(森山義治君) 全てのアンケート結果の取りまとめがまだできていないということで理解をいたします。この事業でバス運賃はさまざまでありますけれども、例えば片道200円で計算しますと、年間1万2,000円の回数券では1週間に1回も出かけられない方もいると考えられますので、アンケート結果にもよりますけれども、販売冊数の上限を上げていただきたいことや、当初予定しました専用のICカードが利用できますよう、再度要望しておきます。なぜかと申しますと、先ほどアンケート調査にありますように、非常に高齢者の方の利用が多いわけですね。90歳の方もいらっしゃるということでございますので、やはりもぎりというよりはICカードのほうが安全であると思っておりますので、再度検討していただきたいとお願いするところでございます。

さらに、この事業の効果であります。富山市では、バスを利用した方の1日の平均歩数調査で1人当たり1日6,124歩、バスを利用しなかった平均歩数は1日3,973歩と算出をしております。また、1歩多く歩くことによる医療費の削減効果を1歩0.072円で試算をし、1日1人155円の医療費削減となり、バス利用者数を1日1,400人と想定し、1年間でおおよそ7,900万円の医療費削減につながると試算をしております。

そこで、医療費の削減数値の計算方法など詳しくは理解しておりませんが、別府市も一度富山市のように医療費の削減数値を出してみたいかと思っております。その件について御見解をお尋ねいたします。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長(中西康太君) お答えさせていただきます。

歩く機会がふえることにより、1人当たりの医療費削減効果につきましては、国土交通省が、コンパクトで歩いて暮らせる都市では、人々がより多く歩くことで健康増進効果が期待できるとして、歩行量の調査資料等に関するガイドライン、これを昨年平成29年3月に策定いたしております。この中で1日1歩当たりの医療費抑制効果につきましては、先ほど議員御指摘のとおり0.065円から0.072円と推計されておまして、今より1日1,500歩多く歩くことで1人当たり年間おおよそ3万5,000円の医療費抑制につながるといふふうに試算しております。

別府市におきましても、健康寿命の延伸を今後取り組んでいく中でこういった効果測定も考慮しながら、さらにはひとまもり・おでかけ支援事業のアンケート調査によれば外出機会がふえたとする結果も出ておりますので、こういった状況も踏まえまして、本事業の方向性を総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

- 8番(森山義治君) この質問に対しまして、どこの課が答弁していただけるのかなど心配をしておりましたけれども、部長、わかりやすく説明していただきまして、ありがとうございました。

部長答弁のように、国土交通省のガイドラインで1日1人が1歩歩くことで医療効果が

0.065円から0.072円、また1人当たり年間3万5,000円の医療費抑制につながると公表されているようですので、今後のアンケート調査の際にはぜひバスを利用しなかった人、バスを利用した日の歩数の算出なども項目に入れていただきまして、医療効果の算出に役立てていただきますようお願いをしまして、次に移ります。

次に、パートナーシップ協定についてお尋ねします。

2017年第2回定例市議会の一般質問の答弁で、別府市は2015年度に策定しました別府市公共交通網形成計画に公共交通にかわる新たな試みとして、行政と策定しました公共交通にかわる新たな試みといたしまして、交通事業者のパートナーシップ協定の導入を将来的に検討するとともに、再編実施計画に向けて交通事業者と具体的な協議を進めてまいりたいと答弁をいただいております。

そこで、その進捗状況についてお尋ねします。

○総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりパートナーシップ協定は、平成27年度に策定した別府市公共交通網形成計画及び平成28年度に策定した別府市地域公共交通アクションプランの中で、行政と交通事業者のパートナーシップ協定導入の検討を上げております。パートナーシップ協定につきましても、今年度に予定している別府市地域公共交通再編実施計画策定に係る協議の中で、必要に応じて行政と公共交通事業者との相互理解のもと検討してまいりたいと考えています。

○8番（森山義治君） 今年度の別府市地域公共交通再編実施計画が何月にできるのかわかりませんが、実施計画を進めていくということで理解をいたしました。有事の際や災害時などの輸送を含めた中で市民のためにしっかりした協定になりますよう、要望しておきます。

次に、バス停留所の上屋についてであります。この件につきましても、以前2回質問させていただきましたが、いまだに改善が進んでいないのが現状のようです。停留所の上屋や停留所のバリアフリー解消などは以前にも申しましたが、通称「ともに生きる条例」の中で、「市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする」とありますので、私はこの条例に当てはまるのではないかなど以前から考えておりますけれども、特にバス事業者任せという行政の進め方などが考えられ、改善が進まないことに対してとても残念に感じております。特にことしの10月6日より第33回国民文化祭と全国からの障がい者の方が参加できます第18回全国障害者芸術・文化祭が開催され、別府市も会場の1つになっているようですので、地獄めぐりなど市内観光にも出かける方もいるのではないかと察します。特に観光名所であります鉄輪の海地獄や血の池地獄の停留所、また別府市の中心地であります駅前通り北浜の停留所、居酒屋「仁」の前でございますが、ほかにバス路線の系統の分岐点など、利用者の多い停留所には上屋が必要だと考えます。雨降りの場合など、特に車椅子利用者の方は乗降時にずぶぬれになりますので、パートナーシップ協定を締結し、施設の改善項目の1つとしてバス停留所の上屋の設置を事業化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。この質問も3回目となりますので、ぜひ前向きな回答をお願いしたいと考えますが、御見解をお尋ねします。

○企画部長（本田明彦君） お答えします。

パートナーシップ協定は、行政が、バス運行が円滑に行われるよう支援を行い、バス事業者は、行政からの支援を受けてサービスのより一層の改善を図るなど、行政とバス事業者が協定に基づいてお互いの努力によって公共交通の利便性の向上を目指そうとするものです。先ほど総合政策課長が答弁いたしましたように、別府市地域公共交通再編実施計画を策定する中で、行政とバス事業者の役割分担を明確にしながら、さらなる利用者の利便

性向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

バスの停留所の上屋につきましては、私もバス事業者の方々と直接出向きまして御相談をさせていただいているところございまして、具体的に停留所の設置場所、それぞれの場所によりまして歩道が狭いとか、また交差点が近いとか、いろいろな解決しなければいけない問題がそれぞれございますので、道路管理者であります土木事務所でありますとか、建設のほうと私ども、しっかりと協議をさせていただいて、まずは利用の多いバス停、それから乗り継ぎの拠点となるバス停などに上屋が設置されまして、市民の方、そして観光客の方々に快適にバスを利用していただけるようにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒木愛一郎君） やがて正規の時間となりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○8番（森山義治君） 別府市地域公共交通活性化協議会の会長でもあります副市長の答弁に、大変感謝いたします。副市長の前向きな答弁を、きょう来ておられます傍聴席やテレビをごらんのバス利用者がお聞きをして、特に車椅子利用者の方は大変うれしく思っていることと察します。私も3度目の質問で、ようやく1歩前進したとうれしく思っています。

それでは、次にはり・きゅう・マッサージ券についてお尋ねいたします。

まずは助成内容についてであります。別府市では健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときに、施術に要する費用の一部を助成しているようですが、その内容について教えてください。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

対象者が指定施設に赴いて施術を受けたときは、施術1回につき1,100円を助成いたします。施術料の助成は、1人1日1回とし、1年度につき48回以内とします。ただし、四半期ごとに12回を限度としています。また、対象者については国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者となっております。

○8番（森山義治君） 施術に対する助成内容については理解ができましたので、次に住所地特例と財源についてお尋ねします。

県外から後期高齢者の方が別府市へ移住してきた場合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度では住所地特例という仕組みがあるようであります。これは社会保障制度において介護保険法に規定する被保険者が以前住んでいた県外の住所地から現在住んでおります、例に挙げますと、別府市に所在する特別養護老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅に入所したことにより、別府市の負担が重くならないように、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置を講じられている措置のようであります。

そこで、お尋ねしますが、この住所地特例に該当する対象者に対してはり・きゅう・マッサージ券の補助金は交付されるのでしょうか、お尋ねします。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

住所地特例の対象者につきましては、別府市における国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者ではないため、はり・きゅう・マッサージ券の交付対象者には該当いたしません。

○8番（森山義治君） 住所地特例については理解いたしますけれども、他県から別府市に移住してきた住所地特例に該当する後期高齢者の方が、はり・きゅう・マッサージ券の補助金を利用したいと手続に来て、市民税を100%納入しているにもかかわらず、担当課より該当しないとお断りされる例があるようであります。

そこで、お尋ねしますが、後期高齢者医療制度のはり・きゅう・マッサージ券に対する補助金の財源はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。



○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

後期高齢者の場合、大分県後期高齢者医療広域連合が、実績としては4割弱の費用を補助金として負担し、残りの6割程度を別府市で負担しております。

○8番（森山義治君） 別府市の負担につきましては、市民税等を一般財源で6割ほど負担しているとのことでありますけれども、そうなりますと、この方も住民税を100%負担しておりますので、一般財源分の6割弱の2枚分は利用する資格があるのではないかと考えられますけれども、その点いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

今回のように別府市以外に住所を持っていた利用者が、施設等の入所などで住所を変更した場合、より多くの施設を抱える市は新たな負担が発生し、財政を圧迫することになります。住所地特例はそれらを防ぎ、受け入れ市の負担が過大にならないようにするための措置であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に定められております。助成の対象者は、別府市後期高齢者被保険者はり・きゅう・マッサージ施術料助成要綱に基づき、現時点ではあくまでも別府市内に住所を有する被保険者に限られます。したがって、住所地特例に該当される方は、はり・きゅう・マッサージ券を利用することはできません。

今回の例とは逆に、別府市から他県に転出した後期高齢者が、転出先で住民税を払っているとしても、その土地独自の助成制度を受けることができないのと同様であります。

○8番（森山義治君） 要綱を拝見させていただいたのですが、この要綱の内容には、財源については記述されていないようですので、公平性から考えますと、一般財源分およそ6割分はサービス券を交付してもよいのではないかと考えられます。現時点ではということでもありますけれども、今後住所地特例に該当するような方に対しまして、はり・きゅう・マッサージ券を利用できるように検討していただきたいと考えますが、御見解をお尋ねします。

○保険年金課長（猪股正彦君） お答えします。

住所地特例に該当する方については、そういう御要望が上がることも理解できますが、住所地特例のメリット・デメリットを含め、他市・他県との均衡を図りながら総合的に考えていきたい、そう考えております。

○8番（森山義治君） 今のところ困難なようですけれども、このはり・きゅう・マッサージ券の財源を十分に考慮していただきまして、ぜひ前向きに議論していただきますようお願いをいたしまして、時間が残りましたけれども、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、25日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、25日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時55分 散会